

中央区教育振興基本計画2020

令和2（2020）年3月
中央区教育委員会

目 次

第1章 中央区教育振興基本計画の改定について	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の目的および位置付け等	1
(1) 目的	1
(2) 位置付け	1
(3) 計画の範囲	1
(4) 計画の期間	1
3 他の計画等との関係	2
第2章 教育を取り巻く環境の変化	2
第3章 中央区が目指す基本的な考え方	3
1 中央区教育委員会の教育目標	3
2 「10年後の中央区の姿」	3
第4章 今後の取組の方向性	4
基本方針1 個性や能力を伸ばす教育の推進	6
(1) 確かな学力の定着・向上	6
(2) 魅力ある学校づくり	10
(3) 教育支援の充実	14
基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	18
(1) 子どもの健全な育成の推進	18
(2) いじめを生まない学校づくり	22
(3) 良好な教育環境の推進	26
基本方針3 健康な体づくりの推進	30
(1) 健康づくりの推進	30
(2) 学校における体育・スポーツ活動の充実	34
基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	38
(1) 図書館サービス等の推進	38
(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援	42
第5章 計画の推進に向けて	45
1 計画の進行管理	45
2 関連部局との連携・協力	45
3 学校・家庭・地域の連携・協働	45

資料編

・「中央区の教育環境に関する基本条例」	4 6
・ 中央区教育大綱	4 8
・ 中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過	4 9
・ 中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿	5 1
・ 各種関係データ	5 2
・ 用語説明	5 7

第1章 中央区教育振興基本計画の改定について

1 計画改定の趣旨

教育委員会では、平成22（2010）年3月に「教育基本法」に示された理念の実現と、教育振興に関する施策の総合計画として、令和元（2019）年度までの10年間を計画期間とした「中央区教育振興基本計画」を策定し、教育目標を実現するための各施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成27（2015）年3月にはオリンピック・パラリンピック教育および本区における国際教育・理数教育などの推進を図るため、施策の一部を改訂し、「改訂中央区教育振興基本計画」として教育施策を展開してきたところです。

この度、令和元（2019）年度末をもって「中央区教育振興基本計画」の計画期間が満了となることから、各施策の取組状況や社会情勢の変化、学校教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、当該計画を改定し、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を新たな計画期間とした「中央区教育振興基本計画2020」を策定するものです。

なお計画改定にあたっては、各種取組の評価を反映しやすくするため、本計画、教育委員会が定める教育目標を実現するための基本方針および「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価¹（以後、「点検・評価」という。）」それぞれの施策体系を統一しました。また、本計画を今後取り組むべき方向性を示すものとして改めて整理し、個別具体的な事業・取組について実績や効果等を評価している「点検・評価」との役割分担を明確にすることで、誰にとっても分かりやすい計画となるよう配慮しました。

2 計画の目的および位置付け等

(1) 目 的

本計画は、教育委員会の教育目標と中央区が目指すこれからの「教育」の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に明らかにし、併せてその内容を区民に分かりやすく示すことを目的とします。

(2) 位置付け

教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

(3) 計画の範囲

本計画の範囲は「主に教育委員会が所掌する学校教育および学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」とし、学校教育振興の総合計画とします。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、生涯学習・子育て支援等の関連部局との連携を図っていきます。

(4) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間

※ただし、計画期間内においても、国や東京都の動向および教育環境の変化や制度等の変更を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

3 他の計画等との関係

本計画は、国の「第3期教育振興基本計画」および東京都教育委員会の「東京都教育ビジョン（第4次）」を参考とするとともに、「中央区基本計画2018」はもとより、「中央区子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき策定した「中央区教育大綱」との整合性を図っています。

第2章 教育を取り巻く環境の変化

「中央区教育振興基本計画2020」の策定にあたっては、本区の状況はもとより、社会全体について広い視野での分析が重要となります。これらの分析を基に、子どもたちがその長所を伸ばしつつ自分の人生をどのように切り拓いていけるか、また、新しい時代を生きる子どもたちに学校教育は何を準備しなければならないのかという、将来についての見通しが必要です。

平成28（2016）年12月の中央教育審議会の答申では、グローバル化が私たちの社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあるとし、こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、子どもたちの成長を支える教育の在り方も、新たな事態に直面しているとしています。さらに、21世紀の社会は新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」であり、近年では情報や技術などをめぐる変化の速さが加速度的となり、社会的な変化が人間の予測を超えて進展するようになってきているとも分析しています。東京都においても、情報技術の急速な発展を社会的背景の1番目にとらえ、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が急速に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代背景を鑑み、平成31（2019）年3月に第4次となる「東京都教育ビジョン」を策定したところです。

このような複雑で予測が困難な時代となる中、平成29（2017）年に、約10年ぶりに学習指導要領が改訂され、2030年の社会と子どもたちの未来を見据えて「生きる力」の育成と、社会の変化を柔軟に受け止め、社会との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の具体的な方策が示されました。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現についても言及されており、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な「学びの在り方」を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことも求められています。その一方で、子どもを取り巻く環境の変化を背景に、学校教育に対するニーズや教育課題が多様化・複雑化し、教員の長時間勤務や多忙化という状況が全国規模で現れていることから、学校における働き方改革も同時に進めていく必要があります。

本区においては、子育て世帯を中心に力強く定住人口が増加しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後には晴海地区に新たなまちが形成されるなど、今後も人口が増加することが見込まれます。全国的に少子高齢化が進む中であって、国や東京都が想定している社会環境とは一部異なっている点もありますが、教育目標で掲げている次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成に向けて、知・徳・体のバランスがとれた施策を展開していきます。

第3章 中央区が目指す基本的な考え方

1 中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指す」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

○ 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

- ・ 思いやりの心、健康な体、強い意志を持つ人
- ・ すすんで学び、考え、行動する人
- ・ 人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

○ 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむ

ことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

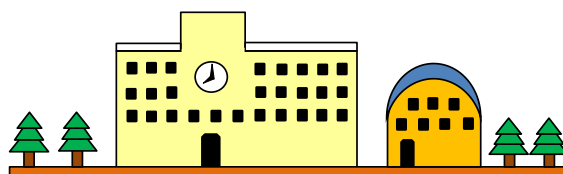
2 「10年後の中央区の姿」 （中央区基本計画2018（平成30（2018）年3月策定）より抜粋）

○さまざまな社会の変化を乗り越え、自らの力で未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手としてたくましく生きる子どもたちが育まれています。また、良好な学習環境が確保され、子どもたちが放課後も安全に安心して過ごすとともに、地域の人々との交流を通じて心豊かに成長しています。

○家庭・地域・学校・関係機関の連携がより一層進み、地域全体で家庭教育を支援する体制が整い、子どもたちが心身ともに健やかに成長しています。また、青少年が野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付け、地域の健全育成を担う指導者として活躍しています。

○誰もが生涯にわたって学習することができる機会が確保されているとともに、学びの成果を生かし、ボランティアや地域活動に参加するなど、ゆとりと潤いのある豊かな生活を送っています。また、魅力ある図書館づくりが進み、子どもから大人まで読書活動や地域資料に親しみ、心豊かな区民生活が営まれています。

○誰もが日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康で生涯を通じていきいきとした生活を送っています。

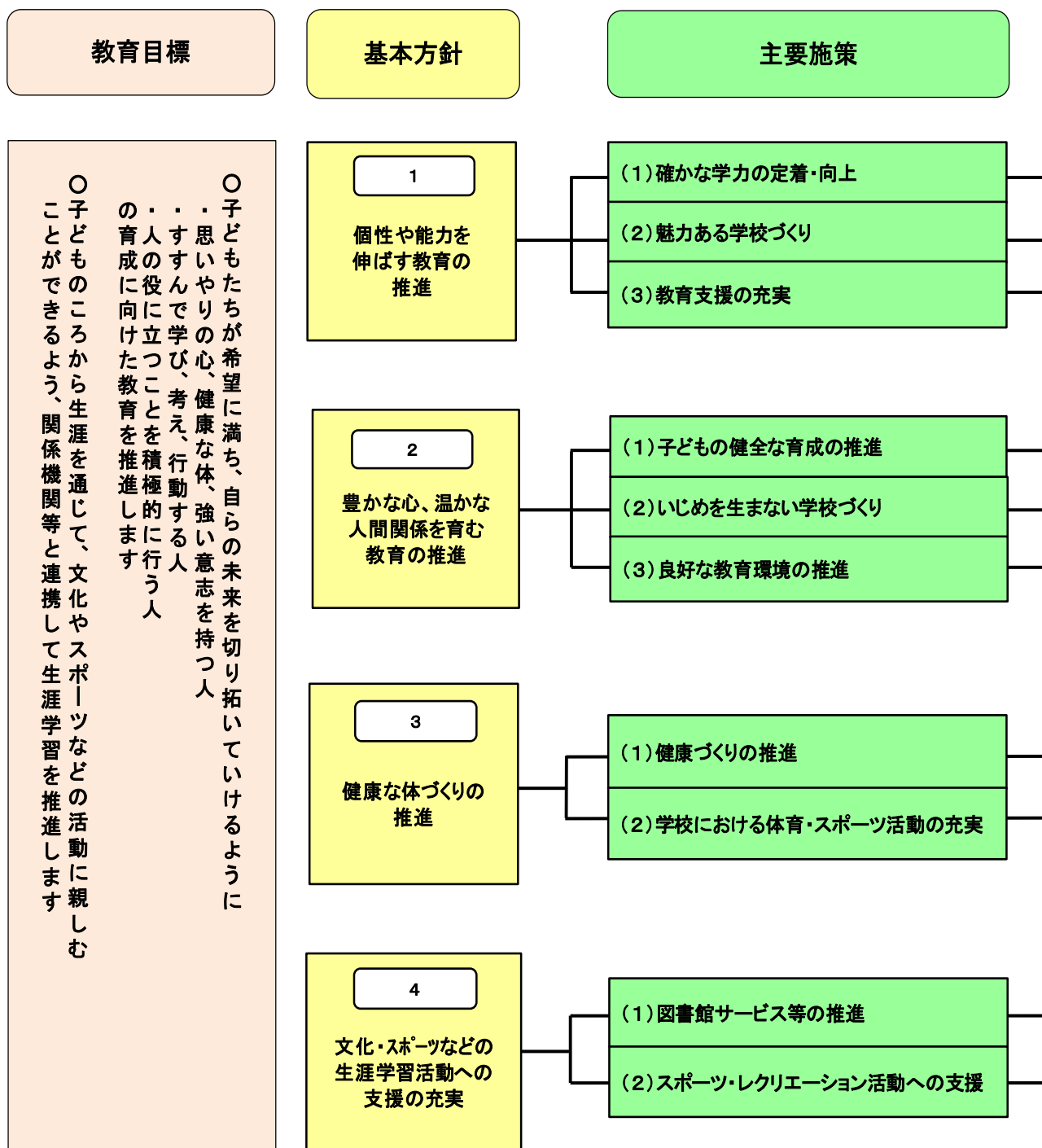


第4章 今後の取組の方向性

教育目標の実現に向けた4つの基本方針は、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」の3分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成されています。

本計画においては、この基本方針ごとの主要施策と取組の方向性を体系的にまとめました。

<施策体系図>



取組の方向性

①習熟度別指導の実施 ②ICTの活用 ③理数教育・英語教育の充実 ④学習の基盤となる読解力の育成
⑤社会科の学力向上 ⑥特別支援や不登校対応等も含めた個に応じた指導 ⑦保幼小の連携

①教員の資質と能力の向上 ②地域から信頼される学校づくり ③特色ある教育活動 ④学校における働き方改革等

①切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援 ②不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組 ③不登校の教育機会の確保等

①心を育てる教育の推進 ②豊かな人間性を育む体験活動の実施 ③子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

①いじめの未然防止の取組 ②いじめの早期発見・早期対応の取組

①学校施設の整備等 ②校外学習施設の機能強化 ③ICT環境の整備 ④認定こども園の整備

①規則正しい生活習慣の定着 ②関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

①体力の維持・向上に向けた取組 ②授業以外の運動機会の拡充

①魅力ある図書館の整備 ②学校等と連携した読書活動の推進 ③文化財の保護・普及啓発等

①学校施設の開放 ②魅力ある遊び場づくり

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(1) 確かな学力の定着・向上

文部科学省では、「確かな学力」を「基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの」とし、「生きる力」の知的側面を担うものであるとしています。

教育委員会が定める教育目標においても「生きる力」の育成を掲げており、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊厳を得られる人間性豊かな人として成長することを目指しています。このことから、「確かな学力」の定着・向上は、予測が困難な時代の中、子どもたち一人一人の可能性を最大限に広げる根幹の一つであると考えています。

○ 現状と課題

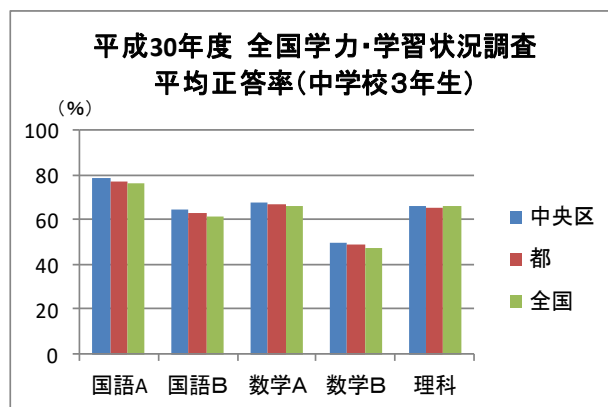
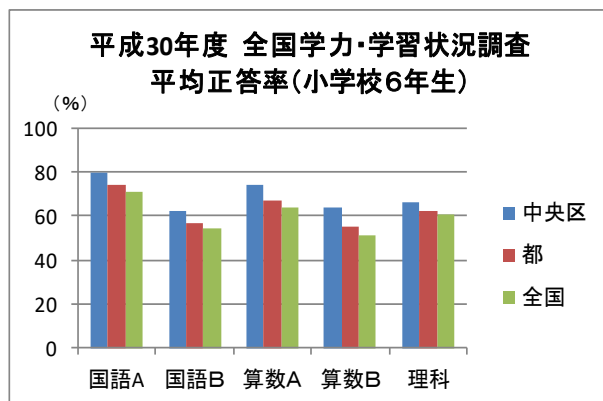
本区では、児童・生徒の学力を測る指標として国や東京都が実施している学力調査^{2・3}のほか、小学校4年生から中学校3年生までの全学年を対象とした「学習力サポートテスト⁴」の結果も活用しながら、一人一人の学力の定着状況等について確認しているところです。平成30(2018)年度に実施した国の学力調査においては、調査対象学年が全教科とも国および東京都の平均点を上回る結果が出ており(図1)、「学習力サポートテスト」の令和元(2019)年度の結果においても、中学校の理科・社会を除き全体的に参加校平均を上回る良好な結果がでています(図2)。また正答率分布図を見ると、小学校4年生の算数や中学校3年生の国語など、ほとんどの教科で児童・生徒の多くが正答率の高い方に分布しており、正答率の低い方に向けなだらかに分布していることが分かります(図3)。正答率が低い原因の中には、学習意欲の低下や障害の有無、家庭環境なども考えられることから、今後、授業改善を行うことはもとより、特別な支援も含めて児童・生徒の発達の段階を考慮しながら、一人一人の状況に合わせた対応にも力を入れていく必要があります。一方、中学校2年生の理科、中学校3年生の社会では二極化しており(図4)、観点別に見ると、理科では「観察・実験の技能」「自然事象についての知識・理解」、社会では「社会的事象についての知識・理解」「資料活用の技能」の正答率が参加校平均を下回っています。これらを踏まえ、国語・算数(数学)・英語のさらなる向上に加え、いかに理科・社会の底上げを図るかが課題です。

さらに、国際化が進展する中で、本区の外国人人口も増加しており、外国人児童・生徒が安心して学ぶことができるよう支援していくことも重要です。

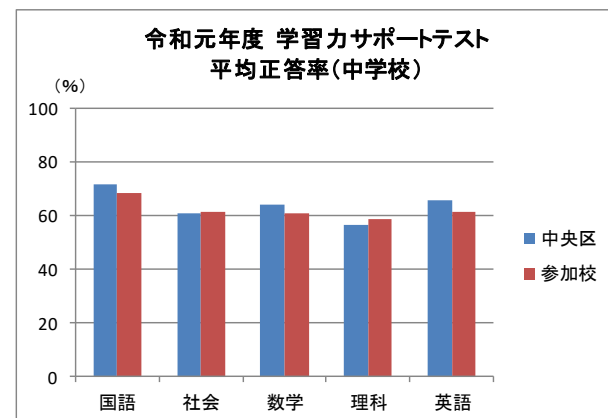
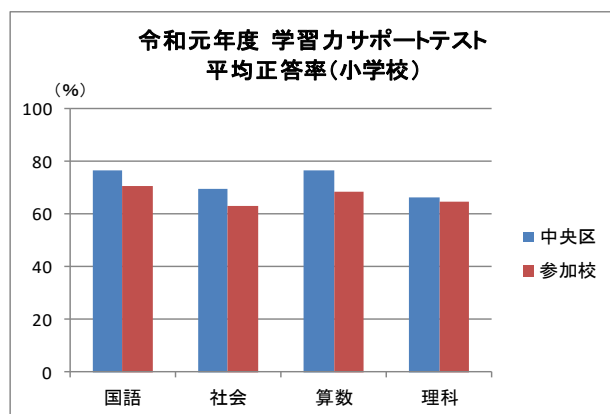
なお、小学校入学時から学力を確実に身に付けることは重要であり、そのためには幼児教育から小学校教育への円滑な接続は欠かせません。いわゆる「小1プロブレム⁵」を解消し、児童一人一人に応じた指導を行うことができるよう、保幼小の連携も引き続き進める必要があります。

また、21世紀の社会は、新しい知識・情報・技術があらゆる領域で重要性を増す「知識基盤社会」であることから、児童・生徒が情報を主体的に捉えながら何が重要かを考え、他者と協働して新たな価値の創造に挑んでいけるよう、学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力はもとより、情報技術を手段として学習や日常生活に活用できる情報活用能力の育成が極めて重要です。

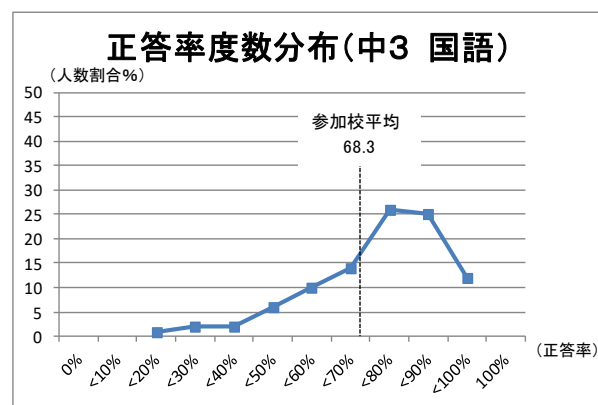
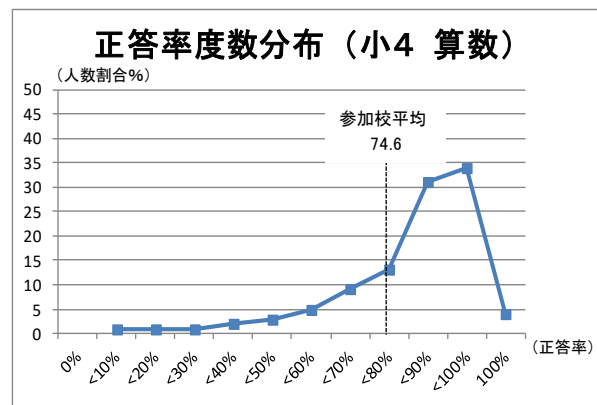
(図1) ※科目の「A」は知識、「B」は活用に関する問題



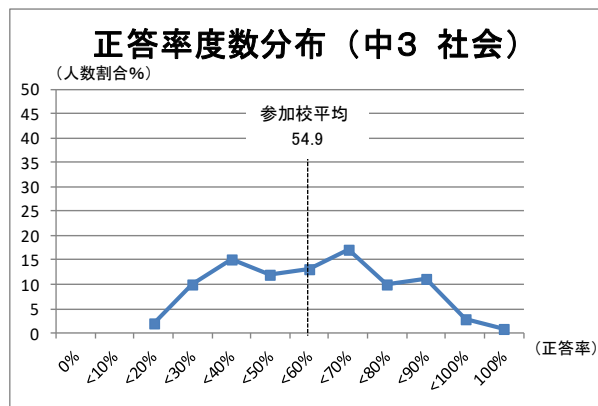
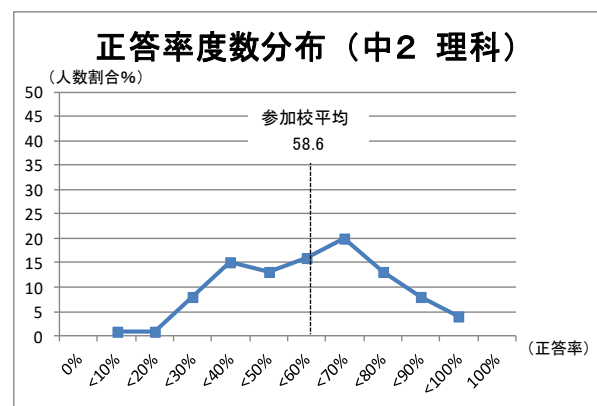
(図2)



(図3)



(図4)



○ 取組の方向性

① 習熟度別指導の実施

引き続き、少人数指導における習熟度別指導を実施し、学力の定着に取り組めます。また、児童・生徒の学校生活における状況や学習状況を把握し、一人一人に応じた指導を充実するため、学習力サポートテストの実施やフォローアップシート⁶などの活用を進めます。

② ICT⁷の活用

授業をより効果的、効率的に実施するための大型提示装置やデジタル教科書等を導入するとともに、タブレット端末を活用し、新学習指導要領⁸で示された「主体的・対話的で深い学び」を実施し、基礎的な学力の定着を図ります。

③ 理数教育・英語教育の充実

算数・数学における習熟度別指導の一層の推進を図るとともに、小・中学校の理科の観察・実験・技能の向上に向けた指導の充実や、科学的思考力を育む特別課外授業等についても実施していきます。

また、教員の英語力・指導力を向上させ、小・中学校9年間を通した英語教育の充実を図り、児童・生徒の良好なコミュニケーション能力を育みます。さらに、外国語や他国の文化への理解、興味・関心を深めるため、今後も中学生海外体験学習⁹や海外中学生の受入れによる交流を実施していきます。

④ 学習の基盤となる読解力の育成

様々な情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、全ての学習の基盤となることから国語科等の授業や読書活動を通じて育成していきます。

⑤ 社会科の学力向上

「社会的事象についての知識・理解」「資料活用の技能」の向上を図るため、各学校が定める学力向上プランやICT等を活用し、社会科に対する興味・関心を高める授業改善を行うとともに放課後補習講座を実施します。

⑥ 特別支援や不登校対応等も含めた個に応じた指導

個に応じた指導を充実させるために、特別支援教育¹⁰や不登校対応の専門家や関係機関と連携し、個別指導計画や個別の教育支援計画等に基づく学習指導を充実させます。

⑦ 保幼小の連携

子どもたちの相互交流を積極的に行うとともに、保育士と幼稚園教諭との連絡会や合同研修会を実施するなど、就学前教育の充実および保育所、認定こども園、幼稚園と小学校の連携を強化していきます。

【主な取組】

①-1 少人数指導における習熟度別指導の実施

国や東京都が実施している学力調査のほか、学習力サポートテスト、意識調査を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握するとともに、フォローアップシートを活用した指導を実施します。また、区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施し、一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させることで、学力向上を図ります。

①-2 アンケートを活用した個に応じた指導【新規】

学校生活に関するアンケート調査を実施し、児童・生徒の学習意欲や学級での満足度を把握します。その結果を活用し、よりきめ細やかな一人一人に応じた指導を充実していきます。

①-3 外国人児童・生徒への支援

外国から編入学した児童・生徒が、言語や生活習慣の違いを克服し、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、語学指導員を配置します。なお、言語や文化的背景の違いなどからコミュニケーションをとることが難しい保護者への支援策についても今後、検討していきます。

② ICTの活用【充実】

大型提示装置やタブレット端末等のICT機器を整備・活用し、授業改善を行います。また、ICT支援員¹¹を全校に派遣するとともに機器の活用方法に関する研修等を実施し、教員自身のICTの活用能力の向上を図ります。

③-1 理数教育の推進

子どもたちが理科に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組む環境づくりのため、小学校理科支援員¹²等を活用し、児童・生徒の理解を深める授業の工夫や理科の実験・観察の学習の充実を図るとともに教育センター¹³を活用して専門家に講師を依頼するなど、より興味・関心を高める各種教室を実施していきます。また、引き続き算数・数学において区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施するなど一人一人の理解に合わせた授業を展開していきます。

③-2 英語教育の推進【充実】

使える・話せる英語の習得に向け、各小・中学校にALT（外国人英語指導講師）等を派遣し、英語科・英語活動等の教育の充実を図ります。また、民間の資格・検定試験実施団体を活用し児童・生徒の英語の技能を適切に把握し、指導に活用していきます。

④ 読解力の育成

国語科はもとよりその他の教科においても、学習の基盤となる読解力を育成する授業の推進に取り組むとともに、区立図書館と各学校の連携を強化し、子どもの読書活動を推進していきます。

⑤ 放課後補習講座の実施

中学校3年生頃に二極化がみられることから、学力が低下しはじめる学年を重点的に、希望者を対象に放課後補習講座を行い、基礎・基本の定着を図ります。

⑥ 特別支援教室¹⁴の専門性を生かした指導および適応教室における学習指導【新規】

全小・中学校に設置している特別支援教室の専門性を活用し、児童・生徒の発達状況や学習状況に応じた指導・支援を行い、基礎学力の定着を図ります。また学習指導を円滑にするため、学習指導補助員¹⁵を学年に関わらず支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級に配置し、きめ細かい支援を行います。

さらに、教育センターの適応教室「わくわく21」¹⁶では、不登校であっても学力を維持できるように学習ソフト等の開発動向を見極めつつ、インターネット等を活用して自宅でも学習でき、教員等の指導を受けることができる環境の整備を目指します。

⑦ 保幼小の接続期カリキュラム¹⁷

小学校への円滑な接続を図るため、接続に視点をあてた「保幼小の接続期カリキュラム」を活用するとともに、保育士と幼稚園教諭の合同研修会や互いの保育活動を体験する実践研修を実施します。

また、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校が連絡会や地区別合同研修会を実施するなど、連携強化を図ります。

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(2) 魅力ある学校づくり

学校は、子どもたちが友人や先輩、教員や地域の大人など、さまざまな個性や価値観、社会的立場の違いを持った人々との関わりを経験することによって、将来、自らが社会の一員となるための準備をする場でもあります。学校での生活の中で、自分の存在が認められることや自分の活動によって何かを変えたり、生活をよりよくしたりできると実感が持てるような経験を積むとともに、その一方で他者との意見の違いや誤解による軋轢などをよりよく解決し、互いの関係を修復し、協力していくためにはどのようにしたら良いかを学ぶことが大切です。

そのためには、教員をはじめ、私たち大人が子どもたちを適切に指導するとともに、アドバイスし、励ましていくことが必要です。教育委員会では、子どもたちが見守られ、将来に向けて豊かな経験をしている学校を「魅力ある学校」と考えています。

○ 現状と課題

毎年実施している学校評価¹⁸の保護者アンケートでは、「児童・生徒は生き生きと学校生活を送っていますか」の問いに対し、全校平均では、小学校で95.1%、中学校で88.5%と高い評価がなされている一方、小学校の4%、中学校の9%の方がそれぞれ否定的な回答をしています(図1)。

一方、全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対して、小学校6年生は12%前後、中学校3年生では約20%が「楽しくない」と回答しており、保護者アンケートと比較すると、10%近くの差があります。また全国や東京都と比較すると小学校では肯定的に回答した割合が高いものの、中学校では年によって差があります(図2)。

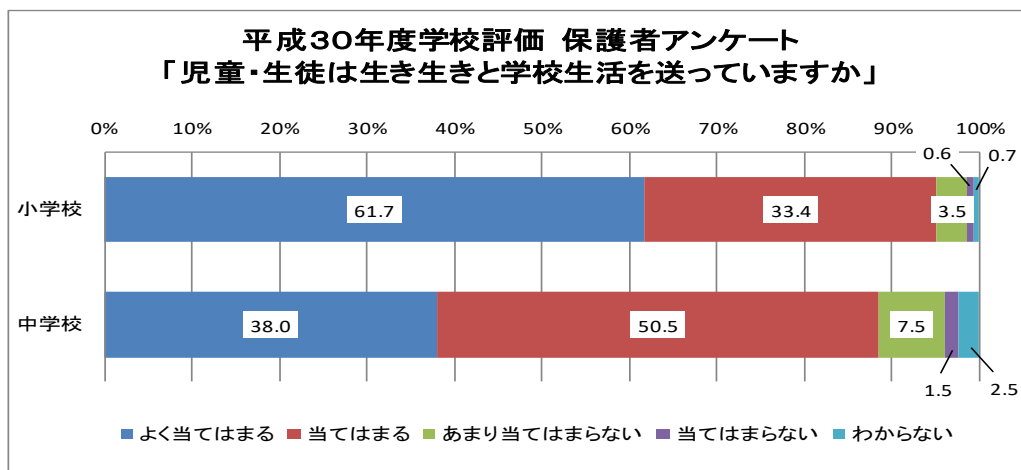
子どもたちが意欲を持って学習するためには、学校が自己実現の場として魅力あるものでなければならず、その中核となるのは教員です。子どもたちの身近な理解者として、その可能性を伸ばしていくためには、教員の資質・能力の向上を図るとともに、その力を発揮できる環境を整備していくことが重要です。

本区における教員の配置状況を見ると、経験年数が、1年から10年までの比較的経験年数の浅い教員が5割を超える状況となっている一方で、豊富な知識と経験を有するベテラン教員は減少しています(図3)。そのため、授業力向上に関する研修、特別支援や新たな教育課題に関する研修など多岐に渡った教員研修の実施はもとより、教員を孤立させない校内体制を確立するとともに、教育委員会の支援等を充実していく必要があります。

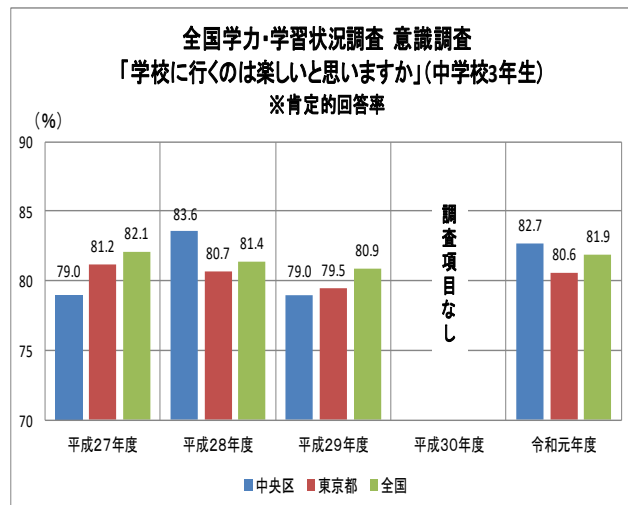
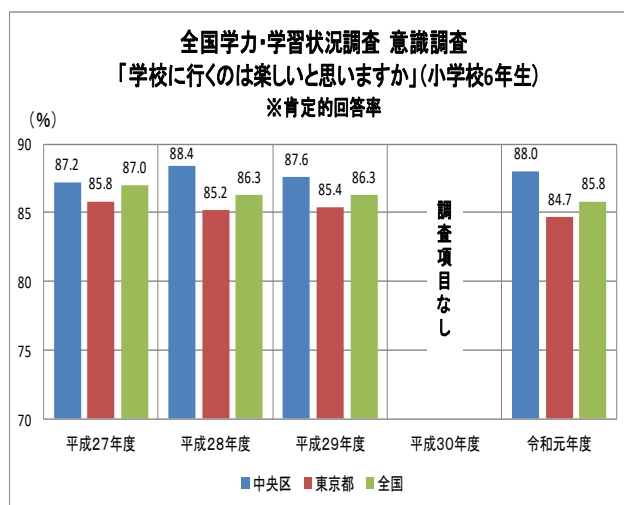
学校現場における教員の長時間勤務や多忙化といった状況が社会問題となるなか、本区においても全国的調査結果と同様、長時間にわたる在校時間が問題となっています(図4)。こうした状況を踏まえ、教育委員会では平成31(2019)年2月に「中央区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務を見直し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるよう、取組方針と具体的施策の方向性をまとめました。教員が心の余裕を持ちながら子どもと向き合う時間を充実させ、教員同士が指導方法を十分研究する機会等を増やすとともに教員自身が働きがいを感じることも重要です。

また、魅力ある学校づくりのためには、保護者・地域の協力も欠かせません。現在、各学校では学校公開や行事などにより教育活動を保護者や地域の方にご覧いただくとともに、PTA活動や学校評議員制度¹⁹などを通じて、保護者や地域の方々と連携しています。今後も、これらの活動をより充実・発展させ、価値観の多様化や外国の方への対応など社会の変化に対して、保護者や地域の方との理解と協力を得ながら、信頼される学校づくりに取り組んでいく必要があります。

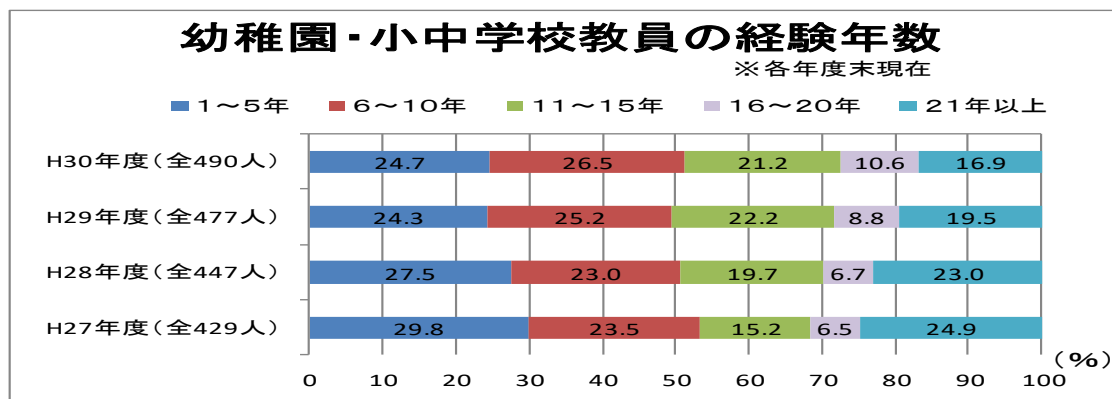
(図1)



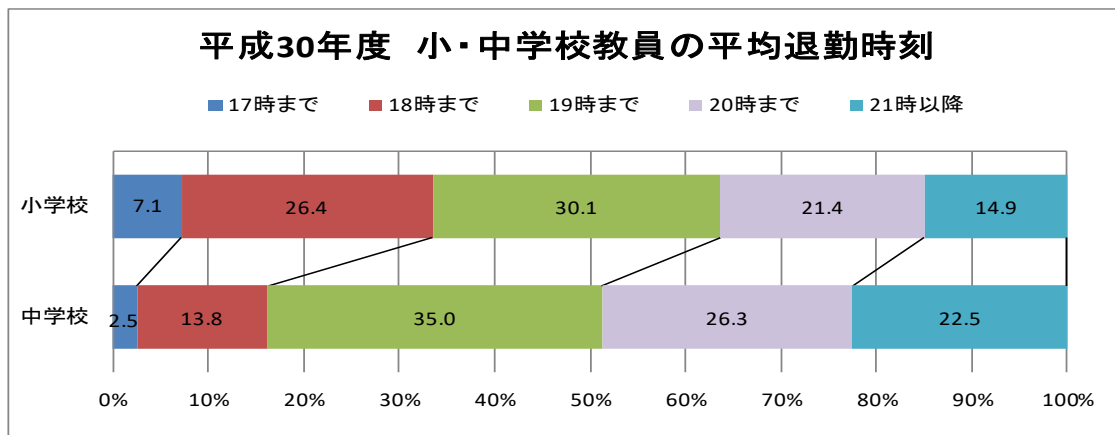
(図2)



(図3)



(図4)



○ 取組の方向性

① 教員の資質と能力の向上

意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させるOJT²⁰や職層に応じた研修などを充実します。併せて若手教員など経験が浅い教員をサポートする体制づくりに取り組みます。

② 地域から信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

③ 特色ある教育活動

各学校の自主性と創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、文化・伝統等の地域に根ざした活動等を通して魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校における働き方改革等

教員の勤務実態を把握し、役割分担や業務の進め方など、さまざまな観点から業務を見直し、教員の長時間労働を改善して、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を充実させる取組を推進します。

【主な取組】

①-1 教員育成研修

教員としての資質・指導力の向上を図るため、学校内外において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、若手教員に対する基礎的・基本的な内容の研修を充実します。

また、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実践するため、指導法研修会はもとより、国際化・情報化への対応や特別支援教育の充実など今日的な教育課題に対する研修を充実します。

①-2 教育支援チーム（仮）の設置【新規】

新規採用教員が毎年各校1人程度配置される現状を受け、教員の人材育成を図るとともに、落ち着きのない学級など改善が必要な場合に、教育センターから支援チーム（指導力のある元教員や校長、臨床心理士など）を派遣し、早期解決を図り、学校の自主的な教育活動を支援していく仕組みを構築します。

②-1 学校評議員制度

信頼される学校づくりを推進するため、全小・中学校と幼稚園に学校評議員会を設置し、学校経営方針や指導の重点目標、教育活動などに関する情報を発信し、積極的な意見交換を推進します。

また、保護者会等において、学校評議員会で出された意見等を周知するとともに、広く保護者の意見の聴取にも努めます。

②-2 学校評価システム

中央区学校評価ガイドラインに基づき、毎年、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を公表するとともに、4年に1度の周期で学校運営に専門的な見識のある第三者を加えた外部評価を実施し、学校運営や教育活動の改善を図ります。

③ 特色ある教育活動

各学校では、自主性と創意工夫を生かし、学力向上の取組や感性・情操を育む教育、文化・伝統等の地域に根ざした活動、心と体を育てる体験学習など、さまざまな教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校における働き方改革等【新規】

「1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が45時間を超える教員をゼロにする」という基本目標のもと、事務の効率化、支援員等の人的措置を図るとともに、保護者や地域の理解を得ながら、教員が授業改善や児童・生徒の指導に十分に取り組める環境を整備します。

また、教員の健康管理については、健康診断、ストレスチェック²¹の実施、ハラスメント相談窓口の設置などに加え、必要に応じた医師、保健師等との面談実施など、安全衛生管理体制の充実を図ります。

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(3) 教育支援²²の充実

子ども一人一人の個性や能力を伸ばすためには、学校における教育活動の充実を図るだけではなく、個々の成長や発達の違い、家庭環境等を鑑みる等、心の発達や教育的ニーズの把握、子どもの学びを支える環境の調整が必要不可欠です。

その中でも、不登校や特別な配慮を必要とする子どもたちに対する教育支援は、学校と教育委員会、その他医療機関等の関係機関が一体となって取り組むことが重要です。一人一人の課題に対して有効な支援や指導を行うためには、学校や家庭、関係機関と連携して、子どもを取り巻く教育環境を整備していく必要があります。そして、個に応じた指導や支援体制を充実することにより、子どもたちが本来持っている能力や可能性を引き出し、将来、社会のさまざまな変化の中でも生き抜く力を身に付けることが教育の目的であると考えています。

○ 現状と課題

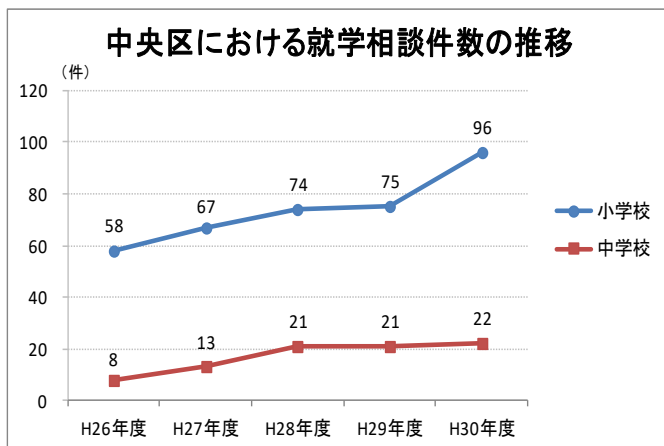
小・中学校の就学相談²³の件数は、平成26（2014）年度と比較して平成30（2018）年度では約2倍に増加しており、区内全小・中学校に設置した知的発達に課題のない発達障害²⁴等の児童・生徒を対象とした特別支援教室の入室者も年々増加しています（図1～3）。障害の種類や程度に関わらず、一人一人の子どもの状態や教育的ニーズに応じて教育や支援を行う特別支援教育は、量・質ともに充実していく必要があります。

学校生活において、子どもが自分の力を最大限に発揮し、さらに伸ばすためには、教育的ニーズと必要な支援について見極め、本人や保護者と共有し、成長や発達に合わせて適切な教育や支援を積み重ねることが大切です。そのため、平成30（2018）年度に開設された子ども発達支援センター「ゆりのき」²⁵と連携し、就学前から就労期まで一貫して、障害特性に応じた切れ目のない教育や支援が行えるよう「育ちのサポートカルテ²⁶」の作成・活用を行っていますが、これからの実績を踏まえて工夫し「育ちのサポートカルテ」の更なる活用を推進します。また、子どもの心身の発達状況や教育的ニーズに最もふさわしい指導や支援を提供するためには、一人一人に合った「多様な学びの場」が必要です。そのため、通常の学級、特別支援学級²⁷、通級指導学級²⁸、特別支援教室等の整備を進めるとともに、特別支援学校²⁹とも連携し、教育相談³⁰、就学・転学相談等を通じて、一人一人に合った学びの場を提供していくことが求められています。

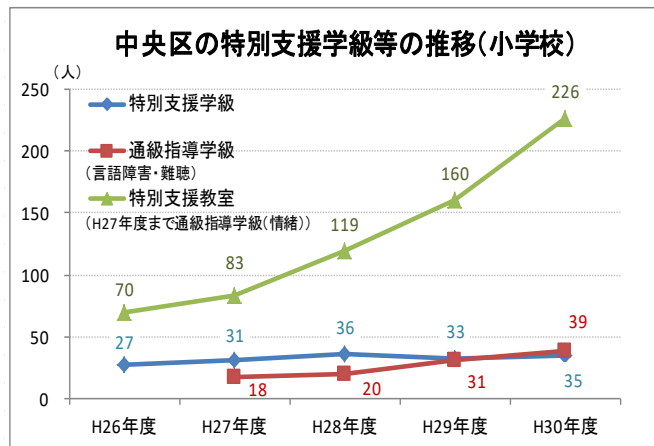
また、本区の児童・生徒の不登校の現状は、「幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査³¹」の結果では、小学校4年生頃から不登校が始まり、中学校に入学して急増する傾向にあります（図4）。これは、心身ともに最も成長著しい子どもの発達段階において、自己肯定感が持てず、劣等感を持ちやすくなる時期と一致します。また、不登校の理由は、さまざまな要因が挙げられますが、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭に係る状況」が多いことが特徴です（図5）。

一方、平成30（2018）年度における小・中学校の不登校の児童・生徒の復帰率は、児童は73.9%、生徒は42.6%であり、前年度と比較すると児童の復帰率が約30ポイント上昇しています（図6）。これは、不登校の初期段階からの教育相談等、早期の対応を学校が行ったためだと考えています。しかしながら、学校に復帰しても、再度不登校になる、あるいは、長期にわたり不登校の状態が続く児童・生徒もいることから、未然防止や早期対応の取組だけでは不登校の根本的な解決に至っておらず、登校できない児童・生徒に対する学習等の支援を充実させる必要があります。そのため、学校以外の場における学びの場の充実、心身の状況等の継続的な把握等、子ども一人一人の状況に応じた教育支援を充実していくことが重要です。

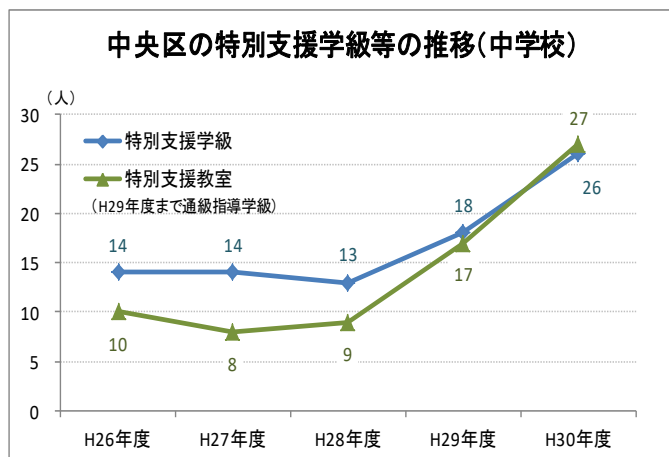
(図1)



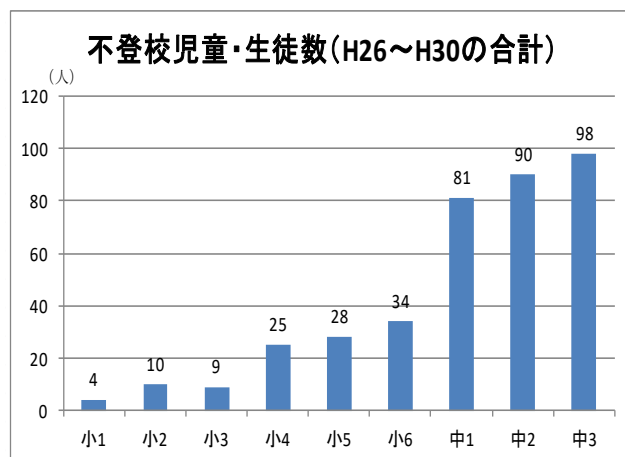
(図2)



(図3)



(図4)

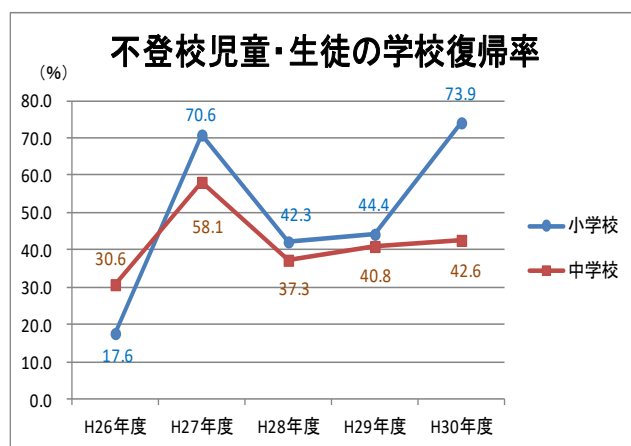


(図5)

平成29・30年度 不登校の要因		小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	2.0%	0.0%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	32.0%	24.5%
	教職員との関係をめぐる問題	4.0%	2.7%
	学業の不振	4.0%	11.8%
	進路に係る不安	2.0%	4.5%
	クラブ活動、部活動等への不適応	0.0%	1.8%
	学校のきまり等をめぐる問題	4.0%	1.8%
	入学、転編入学、進級時の不適応	12.0%	10.0%
家庭に係る状況		26.0%	22.7%
上記に該当なし		36.0%	31.8%

※各区分における不登校児童・生徒数に対する割合
※複数回答

(図6)



※学校復帰率とは、不登校児童・生徒のうち、個々の状況に応じて「指導の結果、登校する又はできるようになった」と各学校が判断した児童・生徒の割合をいう。

○ 取組の方向性

＜特別支援教育＞

① 切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケア³²も含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性等に応じた適切な学習環境の場が提供できるよう基礎的環境整備の充実を図っていきます。

また、子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携して障害の早期発見・早期支援を図り、切れ目のない支援体制を構築するため個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」による組織的な支援を実施するとともに、特別支援教室専門員³³や学習指導補助員を配置するなど、すべての学校・幼稚園において特別支援教室等と連携しながら特別支援教育を推進します。

さらに、共生社会の担い手を育成するため、都立特別支援学校で学ぶ子どもたちに対して、副籍制度に基づき地域の小学校や中学校での交流活動を推進することにより、障害のある人への理解に留まらず、「社会にはさまざまな立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成につなげます。

＜不登校対策＞

② 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

不登校は、いじめや発達障害、家庭環境に起因するもの等多様化しており、特別な状況下で起こるのではなく、「どの子にも起こり得る」ととらえることが必要です。そのため、学校に行けない又は、行かない状態になる前にいち早くその前兆をとらえることが重要となります。

専任教育相談員³⁴（臨床心理士等）や心の教室相談員³⁵、スクールソーシャルワーカー³⁶（社会福祉士等）による不登校傾向の強い児童・生徒への相談活動や働きかけに加え、今後は、学習意欲や友達関係等、一人一人の学校生活への意欲をアセスメント³⁷する取組を進めます。

③ 不登校の教育機会の確保等

不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくり、不登校の要因や背景を把握するための家庭訪問やスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、登校にあたっての受入体制の整備などの支援を行います。また、学校に登校できない児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、さまざまな教育施設との連携も含めた支援の在り方を検討します。

【主な取組】

①-1 子どもの教育的ニーズに即した就学相談の実施

保護者からの就学に関する相談にきめ細かく対応するため、特別支援教育専門員³⁸が学校・幼稚園・保育所や保健所、子ども発達支援センター「ゆりのき」等の子どもの発達に関わる機関と連携を図りながら、子どもたち一人一人に応じた適切な教育が受けられるよう就学・転学相談を実施します。

①-2 特別支援学級等の運営

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応し、特別支援学級（知的障害）や通級指導学級（言語障害・難聴）では特別支援教育補佐員³⁹の配置など学習環境を整備し適切な指導を行います。また、全小・

中学校の特別支援教室では、発達障害に応じたより専門的な教育や支援に努めるとともに、見逃されがちな学習障害（LD）への早期発見に向けた取り組みを進めます。また、ニーズを見極めながら特別支援学級（知的障害）の新設について適切に対応していきます。

①-3 個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援

特別な支援や配慮の必要な子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育、福祉、医療、保健などの関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図ります。

①-4 副籍制度による交流の促進

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るため、居住する通学区域の指定校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍校での交流を行います。また、副籍校の児童・生徒の障害理解教育、人権教育にもつなげていきます。

②-1 不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進【新規】

「よりよい学校生活を送っているか」、「友達との人間関係づくりが出来ているか」等について、アンケート等を活用しながらアセスメントを実施し、教員および専任教育相談員等が児童・生徒一人一人の行動等の把握に努めます。その結果必要があれば、保護者と連携して、悩みや不安の解消に向け支援していきます。

②-2 教育相談等の実施

各幼稚園・小学校に専任教育相談員を教育センターから定期的に派遣し、各中学校には、心の教室相談員を配置しています。また、問題を抱える生徒や家庭・学校を支援するため、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣します。

また、不登校やその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心理職や教職を志す学生等をメンタルサポーター⁴⁰として学校や家庭、適応教室等に派遣し、心のケアや対話、学習等の支援を行い、不登校等の未然防止を図ります。

③ 適応教室「わくわく21」の機能の拡充【充実】

不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう適応教室の機能を拡充します。

また、引きこもり防止の取組、発達障害の課題克服、主体性・社会性の育成のため、適応教室専門員と臨床心理士等が連携して、ソーシャルスキルトレーニング⁴¹等を行います。

その他、引きこもりの状況にある児童・生徒に対して、ICTを活用した学習教材の提供等の学習支援や、在籍校の教職員等による定期的な家庭訪問等の対面指導を行うなど、中学校卒業と同等の学力を修得するために必要な支援策を検討し、体制の充実を図っていきます。

基本方針２ 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（１）子どもの健全な育成の推進

子どもたちが生涯にわたって、他者や社会などと関わりながらよりよく生きていく上で、自らを律する心や、互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることはとても大切なことです。幼少の頃からこのような心の教育がなされないままだと、不満や怒り、悲しみ等といった自分の気持ちをうまくコントロールすることができずに思わぬトラブルを招く要因になるほか、いじめや非行に走ってしまうといったケースも考えられます。

教育委員会では、豊かな心を育てる教育を通じて今後とも子どもたちの健全な育成を推進していきます。

○ 現状と課題

近年では、インターネット環境の急速な発展に伴い、SNS⁴²等によりいつでも気軽に友達などと連絡を取り合うことが可能となりました。これらのコミュニケーションツールは、知り合いだけでなく、国や性別、年齢を超えて見知らぬ人とも会話やコミュニケーションを楽しめるといった魅力的な面がある一方、犯罪や事件に巻きこまれる危険性があることも確かです。また、「相手の顔が見えない」ことや「自分を偽れる」ことから、他人を誹謗中傷する利用者が多いことも特徴の一つです。

このような情報化社会に生きる子どもたちは、これまで以上に他人を思いやる心を持つことや、多様な価値観を認め道徳的な課題を自分自身の問題と捉えて考えていくことが大切です。約10年ぶりに行われた学習指導要領の改訂では、「社会を構成する主体である一人一人が高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え他者と対話し協働しながらよりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められている」とし、道徳の教科化がなされました。

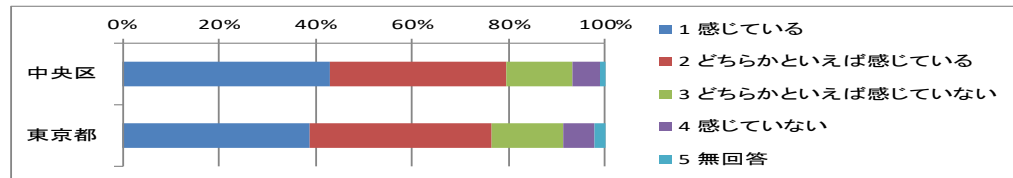
子どもたちが他者とよりよく関わるためには、まずは自分自身が大切な存在であると実感できるような自尊心を育成するとともに、他者も大切な存在であることを理解し、共感力を高め慈愛の精神を育むことが大切です。令和元（2019）年度に東京都が行った学力調査における意識調査では、「自分のことを大切な存在だと感じている」、「学校や生活の中で他の人から認められたり、ほめられたりしたことがあるか」という設問について、肯定的な回答が東京都の平均値と比べて高い傾向にあることが分かっています（図1）。その一方で、自己肯定感が低い児童・生徒も一定数見受けられることから、今後とも子どもたちの自尊感情、自己肯定感などを高めていく教育活動を積極的に展開していく必要があります。

その他、子どもの健全な育成にあたっては、小学校施設を活用し地域の協力も得ながら、放課後や土曜日等に子どもが安心して過ごすことのできる居場所「プレディ」⁴³を設置しているところですが、人口増加や共働き世帯が増えている本区において、今後ますますその需要が高まっていくものと考えています。最近では「プレディ」の登録児童数および利用人数が増加し、その狭隘化が問題となっています（図2）。

子どもたちの健全な育成に向けて、学校と保護者、地域住民などが情報や課題を共有しながら、多様化する保育・教育ニーズに応えるとともに、信頼関係のもと協力して子どもを育む体制づくりの構築が必要です。

(図1)

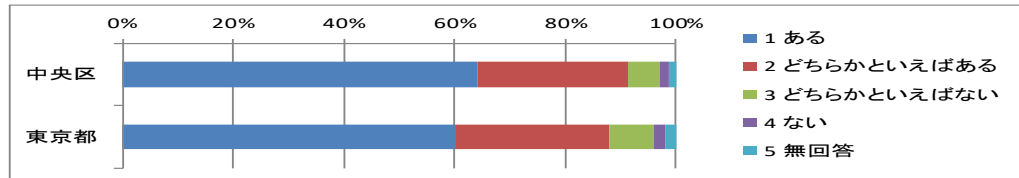
【小学校】 自分のことを大切な存在だと感じていますか。



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5
	感じている	どちらかといえば感じている	どちらかといえば感じていない	感じていない	無回答
中央区	43.1	36.4	13.8	5.6	1.1
東京都	39.0	37.4	15.1	6.4	2.1

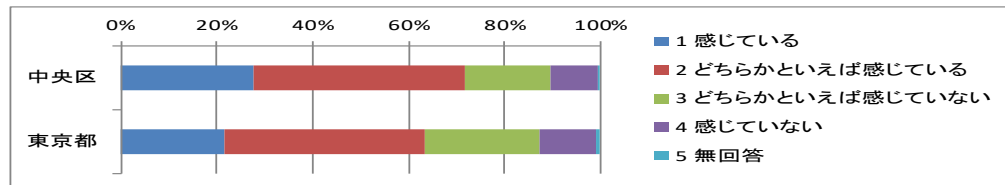
【小学校】 学校や生活の中で他の人から認められたり、ほめられたりしたことがありますか。



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5
	ある	どちらかといえばある	どちらかといえばない	ない	無回答
中央区	64.0	27.2	5.9	1.6	1.3
東京都	60.2	27.8	7.9	2.2	1.9

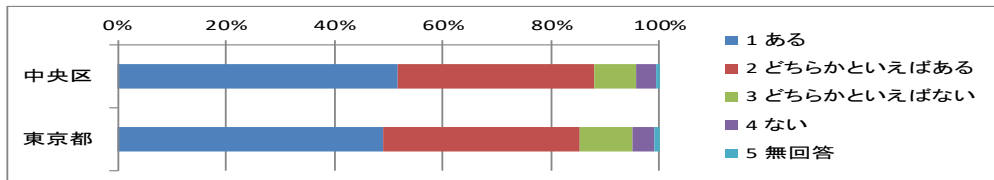
【中学校】 自分のことを大切な存在だと感じていますか。



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5
	感じている	どちらかといえば感じている	どちらかといえば感じていない	感じていない	無回答
中央区	27.6	44.0	18.0	9.9	0.5
東京都	21.5	41.9	23.8	11.8	1.0

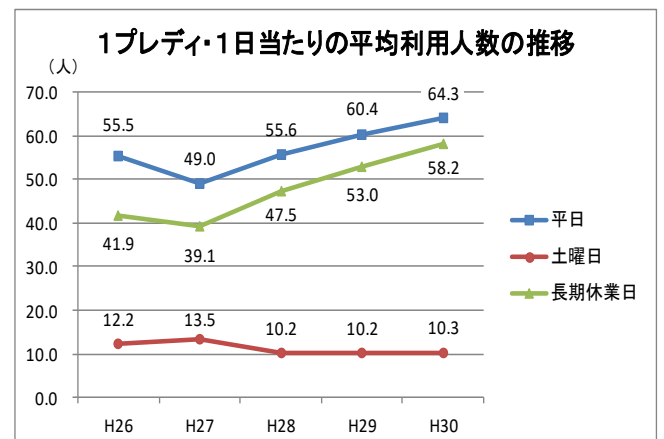
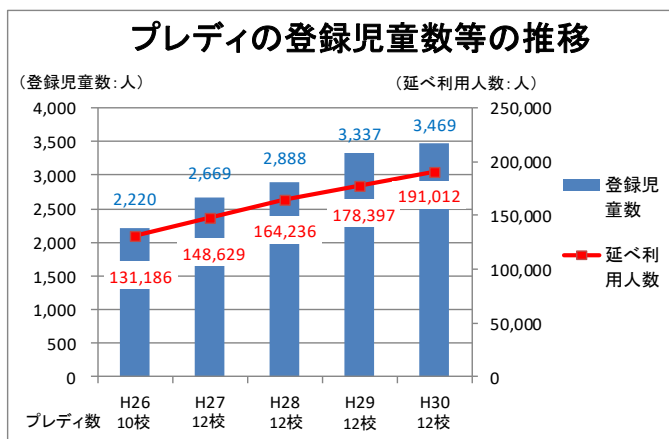
【中学校】 学校や生活の中で他の人から認められたり、ほめられたりしたことがありますか。



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5
	ある	どちらかといえばある	どちらかといえばない	ない	無回答
中央区	51.7	36.2	7.8	3.8	0.5
東京都	49.1	36.1	9.9	3.8	1.1

(図2)



○ 取組の方向性

① 心を育てる教育の推進

他者とよりよく関わるためには、自分を適切に、前向きに評価できることが必要であり、道徳の時間等を通して、自分自身の内面を見つめ、自分のよさを導き、自分自身を考えることはとても重要なことです。すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識の醸成について一層の充実を図ります。

② 豊かな人間性を育む体験活動の実施

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。キャリア教育⁴⁴や自然体験、宿泊体験、ボランティア等の活動は、豊かな社会性を育むとともに望ましい勤労観を身に付けさせることができることから、子どもたちが新たな発見、気づきができる体験活動を今後も積極的に取り組んでいきます。

③ 子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

子どもが安心して日々を過ごすためには、自分が大切に思われているということを子どもに実感させるとともに、安心して過ごせる居場所づくりが必要です。そのためには、学校、家庭、地域が、ともに育てていくという姿勢をもち見守り、子どもの居場所「ブレディ」等の子どもを取り巻く環境の向上・改善、活動場所の確保等に向けた取組を行います。

【主な取組】

①-1 人権教育

「人権教育推進委員会⁴⁵」を設置し、毎年度研究テーマを定め、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を整理するとともに、人権教育の理念について十分な認識を有する教員の育成をはじめ、教育内容・方法の充実を図ります。各学校は、人権教育全体計画および年間指導計画を策定し、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進します。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進します。

①-2 道徳教育

道徳の授業を中心に教育活動全体を通して、道徳教育を推進するとともに、保護者や地域の方が参加して行われる「道徳授業地区公開講座⁴⁶」や深刻ないじめ問題等を解消するため、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を開催します。また、「特別の教科 道徳」の実施に伴い、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図るため、道徳主任研修会⁴⁷の内容を深めるとともに、各校が指導内容や指導方法を研究することにより、さらなる道徳教育の推進を図ります。

②-1 キャリア教育

キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む推進体制を築くことができるよう、さまざまな職層研修において子どもの実態や発達に応じた指導内容・方法について改善しながら推進を図ります。

②-2 集団宿泊体験

豊かな自然を生かした体験活動や共同生活などを通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進していきます。

実施学年	宿泊体験名
小学校4年生	セカンドスクール
小学校5年生	夏季臨海学校
小学校6年生	移動教室
中学校1年生	宿泊訓練
中学校2年生	移動教室
中学校3年生	修学旅行

②-3 ボランティア活動

地域清掃や高齢者施設訪問、スポーツイベントの運営補助などのボランティア活動を通じて、さまざまな人々との連携・協働やコミュニケーションを体験することにより、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促します。また、自尊感情、自己肯定感などを高めることにもつながることから、今後もボランティア活動の機会を提供していきます。

③-1 子どもの居場所「プレディ」

放課後等における子どもたちの安全で安心な居場所の確保と健全育成を図るため、活動場所の拡充について多角的に検討を進めるとともに、サポーター（ボランティア）との連携を深め、学習支援をはじめ将棋や囲碁などの文化活動のほか、スポーツ活動などについても充実を図ります。

③-2 家庭教育力の向上

家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会⁴⁸」を設置し、学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会など家庭教育を学ぶ機会を提供しています。

③-3 地域人材や学習資源の活用

地域の教育力を学校の教育活動などに積極的に活用し、学校支援体制を強化するため、各方面で活躍されている人材が講師となり、地域の文化・歴史・風土等を学べる機会などを積極的に設けます。また、学習活動や部活動、環境美化などに協力していただける地域の方を登録した「教育地域人材バンク⁴⁹」の活用をはじめ、地域内外の方から学ぶ機会も充実します。

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(2) いじめを生まない学校づくり

いじめは、いじめられた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

本区では、いじめは絶対に許さないという強い信念を持っていじめの未然防止等に取り組んでいます。「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、いじめの防止、早期発見に努め、ささいな兆候にも適切に対応していくことが重要です。

また、いじめの傍観者も加害者の一員であるという認識を子どもたちに理解してもらい、いじめが発生した際には強い気持ちを持ってお互いが助け合えるような学校づくりを推進します。

○ 現状と課題

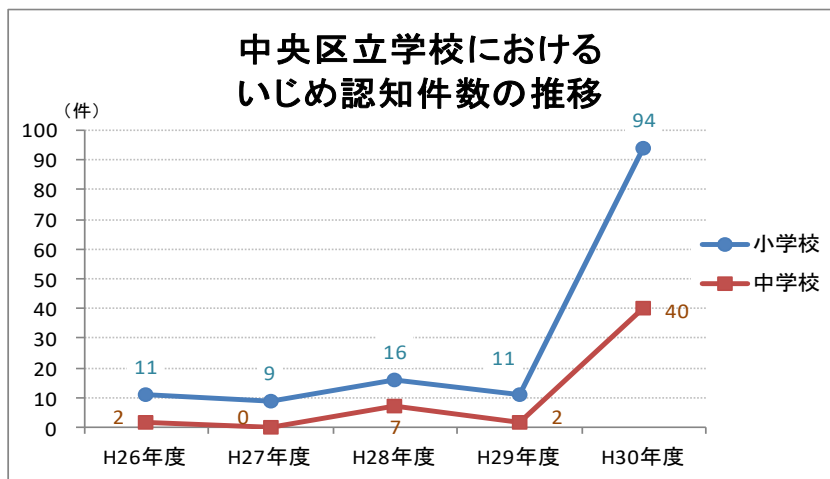
平成25（2013）年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、いじめの定義が変更になりました。従前の定義では、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」というものでしたが、今は「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」に改められました。これは、ふざけ合いなどと勘違いしていじめを見逃すことがないように、本人が嫌だと感じたものはいじめと認知し、未然防止や早期発見につなげていくというねらいがあります。本区はいじめの認知件数（図1）が平成30（2018）年度に急増しているのは、いじめ防止対策推進法上の認知件数を計上したことが主な要因です。

平成30（2018）年度「幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査」の「いじめの態様」を見ると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています（図2）。これらは、いじめを見ている周りの児童・生徒も「ふざけている」と勘違いしたり、被害を受けている児童・生徒もその時には気付かずに、後になっていじめと認識したりするケースもあります。しかし、このようないじめは教員の目が行き届かないことも多く、まわりの児童・生徒もいじめをいじめとして認識せずに見過ごしてしまう可能性があることから、気がついたときには重大ないじめに発展してしまうといった危険性がひそんでいるといえます。

最近ではSNS上でのいじめも認知されてきており、平成29（2017）年度には小学校で1件、中学校で0件であったものが、平成30（2018）年度では中学校で7件と増えている状況にあります。適切な情報モラルを身に付けずに友達が悪口を書くなどといった行為が見受けられ、SNS上で行われるいじめは、より大人からは見えにくい状況となっています。

教員等以外によるいじめ発見のきっかけとして最も多かったのは、「いじめを受けた本人の保護者からの訴え」である一方、「本人からの訴え」や「まわりの児童・生徒からの情報」は少ない状況です（図3）。これは、前述の理由以外にも、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」などの気持ちから、いじめを否定する心理が働いている場合が考えられます。まわりの児童・生徒も、いじめと認識しているにも関わらず、「仕返しが怖い」「次は自分かもしれない」などの思いから、勇気が持てず傍観者として情報提供を踏みとどまるケースも考えられます。また保護者が、自分の子どもへの仕返しを恐れ、加害者への指導を行わないでほしいと訴えるケースもあります。これらはほんの一例にすぎませんが、さまざまな角度やあらゆるケースを想定した上で、いじめの未然防止を重視し、早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、子どもたちが安心して相談できる環境を整えることが重要です。

(図1)



(図2)

平成30年度調査 いじめの態様

(単位: 件)

区分	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	68	26
仲間はずれ、集団による無視をされる。	10	3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	33	9
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	0	0
金品をたかられる。	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	9	4
パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。	0	7
その他	2	0
計	128	52

※複数回答

(図3)

平成30年度調査 いじめの発見のきっかけ

(単位: 件)

(単位:件)

区分		小学校	中学校
① 学校の教職員等が発見した。		53	34
内訳	学級担任が発見した。	5	1
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	5	3
	養護教諭が発見した。	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	43	30
② 学校の教職員以外からの情報により発見した。		41	6
内訳	本人からの訴え	9	0
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	30	6
	児童生徒(本人を除く。)からの情報	1	0
	保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	0	0
	地域の住民からの情報	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	1	0
	その他(匿名による投書など)	0	0
計		94	40

○ 取組の方向性

① いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校づくりを推進するため、「中央区いじめ防止基本方針⁵⁰」および各校における「学校いじめ防止基本方針⁵¹」に基づき、さまざまな観点から未然防止に積極的に取り組みます。

未然防止に関しては、道徳科や命と心の授業などを中心に教育活動全体を通して、児童・生徒が互いに認め合い尊重される存在であるという認識を持たせるとともに、「傍観者も加害者の一員である」という意識が持てるように指導します。また、スマートフォンやSNS等の使い方や情報モラル教育⁵²を引き続き行うとともに、東京都教育委員会からの学校非公式サイト等の監視による情報を活用していきます。

この他、児童・生徒が不安に思ったとき、友人関係で些細なトラブルがあったときに、教員のみならずスクールカウンセラー⁵³などに相談しやすい環境を整え、児童・生徒が悩みを一人で抱え込まないようにします。

② いじめの早期発見・早期対応の取組

いじめを重大化、複雑化させないように早期発見、早期対応に取り組みます。

毎年、いじめに関するアンケートを実施し、さらに、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会⁵⁴」を開くなど組織的な対応を徹底します。また「中央区いじめ問題対策連絡協議会⁵⁵」において実際にあったいじめ対応事例をケーススタディとして取り入れるなど協議内容等をより充実させ、学校と関係機関等が一層実効性のある連携・協力体制を構築します。

【主な取組】

①-1 いじめを絶対に許さないという心の教育の推進

道徳の時間や命と心の授業の活用をはじめ、学校生活全体で互いを認め合う心の育成に努めます。併せて、いじめを発見した際には勇気を持って情報提供をすることの大切さを実感させ、子どもたちが楽しくのびのびと過ごせる、いじめを生まない学校づくりを推進します。

①-2 教育相談体制の推進【充実】

小学校に専任教育相談員、中学校に心の教室相談員を配置し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行うなど、SOSの出し方に関する教育を充実します。また、スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やすなどの対応をします。

①-3 情報モラル教育の推進

「SNS学校ルール」を各校で定め、児童・生徒がSNS等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を行うとともに、スマートフォン等の使い方やネット犯罪への対応などを学ぶセーフティ教室を関係機関と連携して全小・中学校で実施します。

②-1 いじめに関するアンケート等の実施

「中央区いじめ総合対策⁵⁶」に基づいた「学校いじめ対策委員会」による認知の徹底や、年3回の「いじめに関するアンケート」の実施、全教員による状況把握等を通していじめの早期発見に努めます。また、学校がいじめを認知した場合、即時に「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめ対応方針と役割分担を校長が決定し、解決に向けて迅速に対応します。

②-2 いじめ問題への対応に向けた体制の整備

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において、子ども家庭支援センター「きらら中央」⁵⁷、児童館、警察署等の関係機関や、地域住民（主任児童委員、保護司、青少年委員等）がいじめ問題について協議し、早期発見・早期対応を進める体制を構築していきます。

②-3 「中央区いじめ問題対策委員会⁵⁸」の設置

教育委員会は学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ問題に対する取組状況の検証を行い、いじめ問題への対応の改善を図っていきます。

基本方針２ 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（３） 良好な教育環境の推進

子どもたちが良好な学習空間で学び、教員や友達との関わりを大切にしながら安全に安心して学校（園）生活が送れるよう、学校施設等の教育環境を充実していかなければなりません。特に、学校施設の整備にあたっては、単なる保全等を目的とした「施設整備」に留まらず、ＩＣＴ機器などの基盤整備、認定子ども園への取組など、新しいニーズに対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境を構築していくことが重要だと考えています。

○ 現状と課題

本区は、定住人口の増加に伴い、園児・児童・生徒数が増加しており、推計では今後も増加していくことが予想されています（図１）。このような状況の中、区内の開発動向をはじめ、地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設を整備していく必要があります。しかしながら、学校施設の整備を進める上で基礎となる「園児・児童・生徒数の将来人口推計」は、その精度に限界があることから、常にまちの動向に注視し、推計を修正しながら計画的に整備を行うことが大切です。

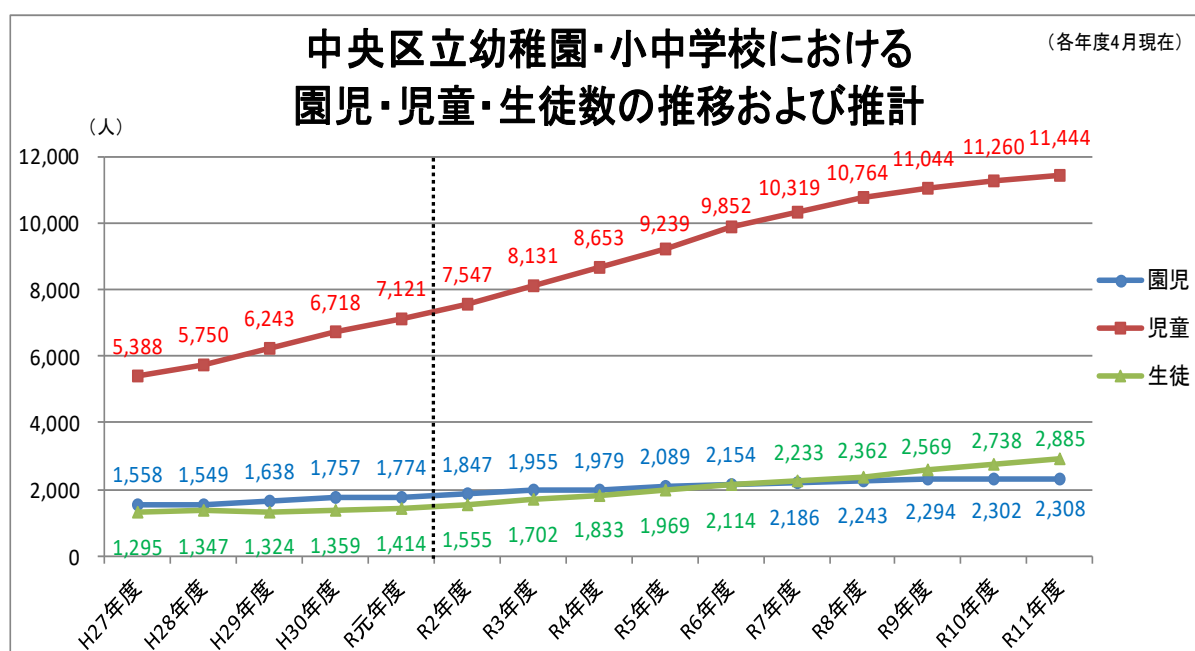
施設整備に際しては、敷地の確保が困難な中でも校庭面積を確保できるように屋上などの空間を有効活用するなどの工夫をするとともに、教員・児童・生徒がいつでもＩＣＴ機器を使えるよう情報通信ネットワークの整備を進める必要があります。また、学校は、年代を問わずさまざまな人が利用する地域の防災拠点でもあることから、校（園）舎のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などを図り、安全性や防災機能の充実はもちろんのこと、良好な教育環境の推進のために、あらゆる面から学校施設を整備していくことが重要です。

また、都心区である本区は、自然に触れる機会が少ないことから、授業で学んだ身近な自然や生物についての理解を深めるとともに感動する心や自然や生命を敬う心を育むことができるよう、柏学園⁵⁹をはじめとした校外学習施設において自然体験等の校外学習を積極的に実施しているところです。しかし、今後も児童・生徒数が増加することが見込まれているため、柏学園の改修等について適宜検討の上、整備していく必要があります。

本区では子育て世帯を中心とした人口の増加に伴う保育園や一時預かり保育⁶⁰の需要が高まっています。国が平成27（2015）年度に開始した子ども・子育て支援制度により、区と法人が協定を結び運営等の基本的事項を定めることで、区が運営に関与することができる公私連携方式⁶¹が導入されました。

それを踏まえて、本区においても幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園⁶²を整備し、多様なニーズに対応していくことが求められています。

(図1)



(参考)

学校施設の増改築、整備スケジュール

学校名	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
阪本小学校	改築設計	解体・改築工事(H29年度～R2年度夏)			開設		
阪本こども園(仮称)	改築設計	解体・改築工事(H29年度～R2年度夏)			開設準備	開設	
城東小学校	解体・改築工事(H29年度～R4年度夏)					開設	
晴海五丁目 新設小中学校	基本設計 (H29年度4月～H30年度9月)	実施設計 (H30年度10月～R元年度)		起工・準備工事等	整備		開設
晴海四丁目 新設認定こども園		基本設計	実施設計	起工・準備工事等	整備		開設

○ 取組の方向性

① 学校施設の整備等

学校施設の増改築・改修、整備を進める際には、バリアフリー化や防災拠点機能の充実を図るなど、地域コミュニティの核にふさわしい施設を目指すとともに、自然エネルギーや省エネルギー設備の導入、屋上・壁面の緑化などを促進し、環境負荷の低減はもとより、環境教育の推進にも適う施設づくりを進めていきます。

また、学校施設の整備等にあたっては、地域の状況や最新の学校別の推計などに基づき毎年修正を行い、教室等に過不足が生じないよう数年前から計画的に行っていきます。

なお、学校施設の保全については、中・長期的な長寿命化計画⁶³を策定し、学校施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

② 校外学習施設の機能強化

区立柏学園の施設を改修し、児童・生徒数の増加に対応するとともに、より、充実した体験学習に適う施設となるよう整備していきます。

③ ICT環境の整備

国の示す整備指針等を踏まえつつ、ICT環境の整備・研究を進めてきた京橋築地小学校、阪本小学校、銀座中学校での実績やICT教育推進検討委員会での検討結果を踏まえ、教員・児童・生徒が日常的に活用できるように校内のICT環境の整備を進め、児童・生徒の情報活用能力を育成していきます。

④ 認定こども園の整備

保育に関するニーズに対応するため、公私連携幼保連携型認定こども園を整備していきます。

【主な取組】

①-1 学校施設の整備等【新規】

阪本小学校は令和2（2020）年9月、城東小学校は令和4（2022）年9月の開設を目指し、それぞれ改築工事を進めています。また、令和5（2023）年の開設に向けて晴海五丁目に小学校と中学校を整備します。

①-2 学校施設の長寿命化計画の策定【新規】

学校施設の長寿命化計画を策定し、施設の生涯に渡る計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

② 校外学習施設の機能強化【充実】

柏学園の施設の大規模改修を行い、宿泊室の増設や、給食室の拡張を行うことで児童・生徒数の増加に対応するとともに、空調設備やトイレの更新、バリアフリー化を行い、校外学習施設の充実を図ります。

③ ICT環境の整備【充実】

教員・児童・生徒が日常的に活用できるよう、指導者用・学習者用のタブレット端末を全校に整備します。同時に大型提示装置を各普通教室と特別教室に常設するほか、安定的に稼動するネットワーク環境を確保し、情報機器の操作をスムーズに行えるようにします。

④ 公私連携幼保連携型認定こども園の整備【新規】

阪本小学校の改築に併せて、令和3（2021）年4月の開設を目指し、阪本こども園（仮称）を整備するとともに、令和5（2023）年の開設に向けて晴海四丁目に1園を整備します。

< 柏学園開放日 >



< 豊海小学校・幼稚園舎（平成28（2016）年改築） >



基本方針3 健康な体づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康な体をつくることは、子どもたちが豊かな生活を送るために必要なことであり、教育目標でも掲げている「生きる力」の根底にあるものです。また、成長期の過程において健康な体づくりを行うためには、バランスのとれた食事を摂ることや適正な睡眠時間を確保するといった規則正しい生活習慣を身に付けることが最も大切です。その他、子どもの喫煙や飲酒等による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育を推進することも重要です。

○ 現状と課題

現在、一人だけで食べる「孤食」や自分の好きなものしか食べない「個食」など、共働き世帯の増加等といった生活環境の変化に伴い、全国的に食生活の乱れが問題視されています。本区においても、平成25（2013）年に策定した「中央区健康・食育プラン2013⁶⁴」から一貫して、家族で食卓を囲む機会の減少に伴い、「孤食」の増加や家庭における子どもへの食育機会の減少、欠食、栄養バランスの偏り等食生活の乱れによる生活習慣病の増加などの実態を踏まえ、健全な食生活や健康的な食習慣を身に付けさせる食育の必要性を指摘しているところです。

令和元（2019）年度に実施した「学習力サポートテスト」の生活習慣に関するアンケートでは、朝食の摂食状況に関する質問があり、本区の状況は小学校まではおおむね参加校平均と比較して同じような状況ですが、中学校3年生になると「毎日食べる」と回答した割合が参加校平均に比べて低いことが分かりました（図1）。また、平成30（2018）年度に東京都が実施した「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査⁶⁵」の朝食に関する設問では、「毎日食べる」と回答した割合は男女とも年齢が上がるにつれ低下する傾向にあることが分かります（図2）。これは、思春期特有の外見を気にする時期であることなどが考えられるほか、国の「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来⁶⁶」の資料でも指摘しているとおり、スマートフォンやゲーム等の使用時間の増加に伴う睡眠時間の減少からくる食欲減退も原因の一つではないかと考えています。

国の同資料では、年齢ごとに必要な睡眠時間は、小学生は9～11時間、中学生は8～10時間とされています（図3）。一方、本区の児童・生徒の就寝時刻は、小学校6年生では午後10～11時頃、中学校3年生になると大半が午後11時以降となっており、必要な睡眠時間には個人差があるものの、起床時間から考えても全体的に睡眠不足の状態にあるといえます。その一方で、スマートフォン等の使用時間については年齢が上がるにつれ増えている状況であり（図5）、児童・生徒本人が睡眠の大切さや役割をしっかりと認識し、その時間の確保に努めるとともに、家庭におけるスマートフォン等の使用に伴うルールづくりの徹底が求められています。

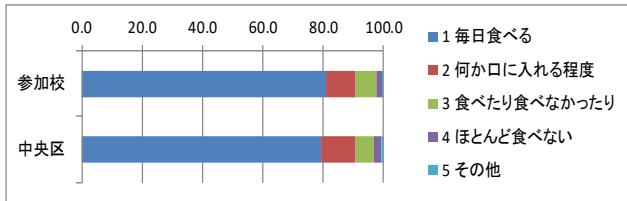
しかし、生活習慣に起因する問題に対しては、これまでも学校や各家庭で指導しているにも関わらず、なかなか子どもたちに定着していないのが現状です。その理由としては、規則正しい生活習慣を身に付けさせようとしても欠食や偏食、睡眠不足などが直ちに体調の変化として現れるわけではなく、実生活において身体の不調に対しての実感がもちにくいことが考えられます。しかし、生活習慣の乱れはさまざまなところで悪影響を及ぼすものであることから、子どものうちから規則正しい生活習慣を身に付けさせることが喫緊の課題となっています。

また、子どもの健康問題の動向を注視しながら、心の健康や喫煙、飲酒、危険ドラッグ等の薬物乱用による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育の充実も必要です。

(図1)

【小6】朝食は毎日食べていますか。

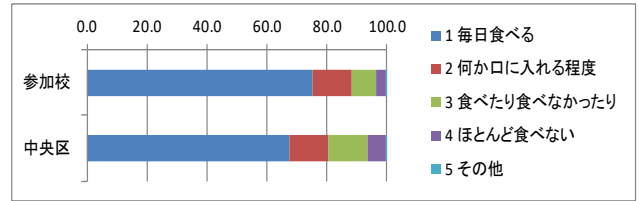
～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5	肯定率 (1と2の合計)
	毎日食べる	何か口に入れる程度	食べたり食べなかったり	ほとんど食べない	その他	
参加校	80.8	10.0	6.8	2.1	0.3	90.8
中央区	79.3	11.3	6.4	2.3	0.8	90.6

【中3】朝食は毎日食べていますか。



(単位: %)

選択肢	1	2	3	4	5	肯定率 (1と2の合計)
	毎日食べる	何か口に入れる程度	食べたり食べなかったり	ほとんど食べない	その他	
参加校	75.4	12.7	8.3	3.4	0.2	88.1
中央区	67.4	13.0	13.3	6.0	0.3	80.4

(図2) 平成30年度 生活・運動習慣等調査結果

朝食の有無(%)

学年	男子			女子		
	毎日食べる	ときどき食べる	食べない	毎日食べる	ときどき食べる	食べない
小1	96.7	3.3	0.0	98.3	1.6	0.2
小2	96.0	3.7	0.3	96.3	3.6	0.2
小3	92.8	6.3	0.9	94.0	6.0	0.0
小4	91.0	8.5	0.6	90.0	9.6	0.4
小5	85.9	12.0	2.2	89.6	10.0	0.4
小6	86.3	11.9	1.8	88.4	10.7	0.9
中1	79.8	17.0	3.1	72.1	25.0	2.9
中2	81.8	14.0	4.2	75.3	20.2	4.5
中3	81.6	16.7	1.8	79.1	18.7	2.2

(図3)

必要と考えられている人間の年齢別睡眠時間

(文部科学省資料引用 出典:「2015米国立睡眠財団」公表資料)

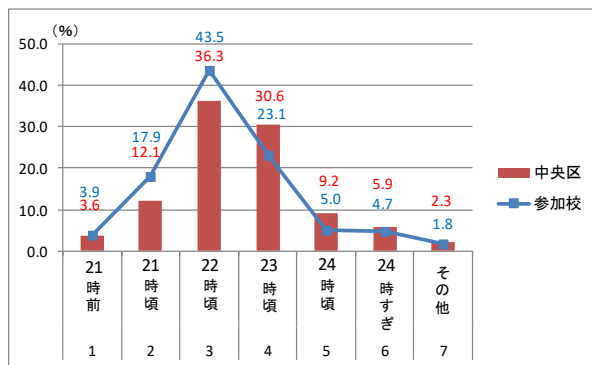
年齢	望ましい睡眠時間
0 ～ 3か月	14 ～ 17時間
4 ～ 11か月	12 ～ 15時間
1 ～ 2歳	11 ～ 14時間
3 ～ 5歳	10 ～ 13時間
6 ～ 13歳	9 ～ 11時間
14 ～ 17歳	8 ～ 10時間

※必要とされる睡眠時間の長さには個人差があります。

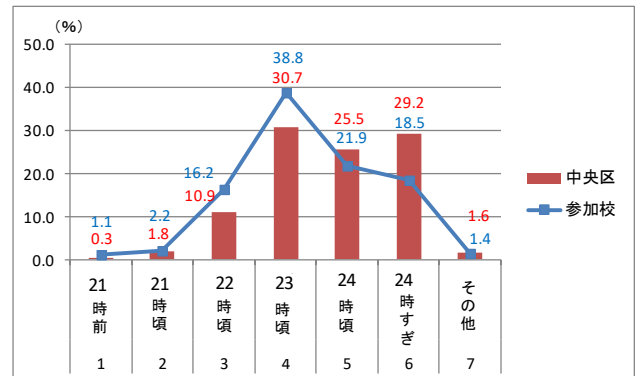
(図4)

【小6】平日(月～金)は何時頃に寝ますか。

～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～

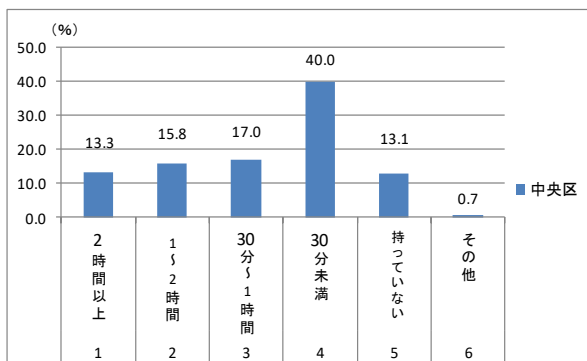


【中3】平日(月～金)は何時頃に寝ますか。

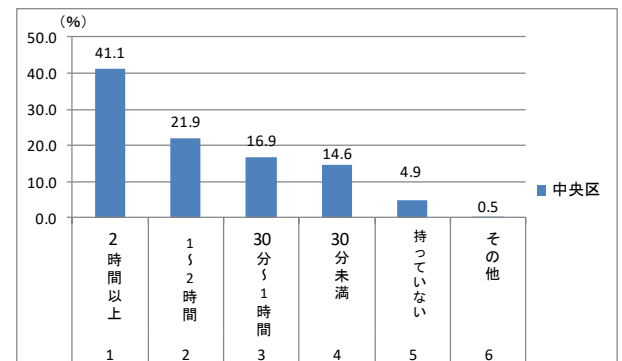


(図5) 【小6】平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか。(ゲームを除く)

～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～



【中3】平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか。(ゲームを除く)



○ 取組の方向性

① 規則正しい生活習慣の定着

好き嫌いなくバランスの良い食事を摂る、就寝時間を見直し早寝早起きを推奨するなど、幼児・児童・生徒一人一人が健康についての正しい認識をもち、主体的に行う健康づくりを推進していきます。また、子ども自らが規則正しい生活を送ることができるよう、学校のあらゆる機会を利用して生活習慣の見直しに向けた指導を行っていくとともに、保護者に対しても家庭における生活時間の見直しについての啓発を行い、学校と家庭とが協力して対応していきます。

② 関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

専門知識や指導力のある外部講師も積極的に活用しながら、健康全般に関わる教育を推進していきます。

【主な取組】

①-1 食育に関する授業

本区の地域特性を生かし、飲食店のプロの料理人や大学講師などの「食」の専門家を招いて特別授業を実施し、食育授業の充実を図ります。小学校では、親子で食事を作る楽しさを伝える「親子クッキング」の実施、中学校では生徒自身が調理実習を行う「食育クッキング」を実施し、食への関心を高める機会を通じて、朝食をとることの大切さやバランスのよい食事の必要性について普及啓発を図ります。

①-2 生活習慣の見直しの徹底

生活時間の見直し等、子ども自ら規則正しい生活を送ることができるよう、校内でのPTA活動等の機会や教育広報紙「かがやき」⁶⁷、学校便り等を通じて家庭での過ごし方について啓発を行います。

②-1 健康教育

生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進するため、学校医や保健所等の関係機関と連携した規則正しい生活を送る指導を行います。

②-2 薬物乱用防止等の推進

学校医・学校薬剤師や警察署などの関係機関と連携を図り、危険ドラッグなどの薬物乱用のほか、市販薬の過剰摂取による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める学習を行います。

＜小学校・親子クッキング＞



＜幼稚園・芋掘り＞



＜中学校移動教室・田植え体験＞



基本方針3 健康な体づくりの推進

(2) 学校における体育・スポーツ活動の充実

成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力の育成にもつながります。特に小学校低学年までの子どもは、遊びなどによる身体活動を通して、体の動かし方を会得し、脳の発達を促していくなど、体を動かすことと心身の発達が密接に関連していると言われています。楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行い、習慣化させることは子どもたち一人一人の豊かなスポーツライフの実現につながり、生きる力を支える重要な要素となります。

○ 現状と課題

本区の児童・生徒の体力は、「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」などの体力調査の各種目の合計点から測ることができます。本区では、都心区特有の運動場などの確保が難しい現状を受け、これまで各学校においてマイスクールスポーツ（1校1運動）⁶⁸の実施や体育の授業に体育指導補助員⁶⁹を配置するなど、全児童・生徒の体力の向上を掲げさまざまな取組を実施してきました。また、就学前から運動習慣を定着させるために全幼稚園を「運動遊び推進園⁷⁰」に指定するなどの取組も併せて実施し、体力の向上を図ってきたところです。

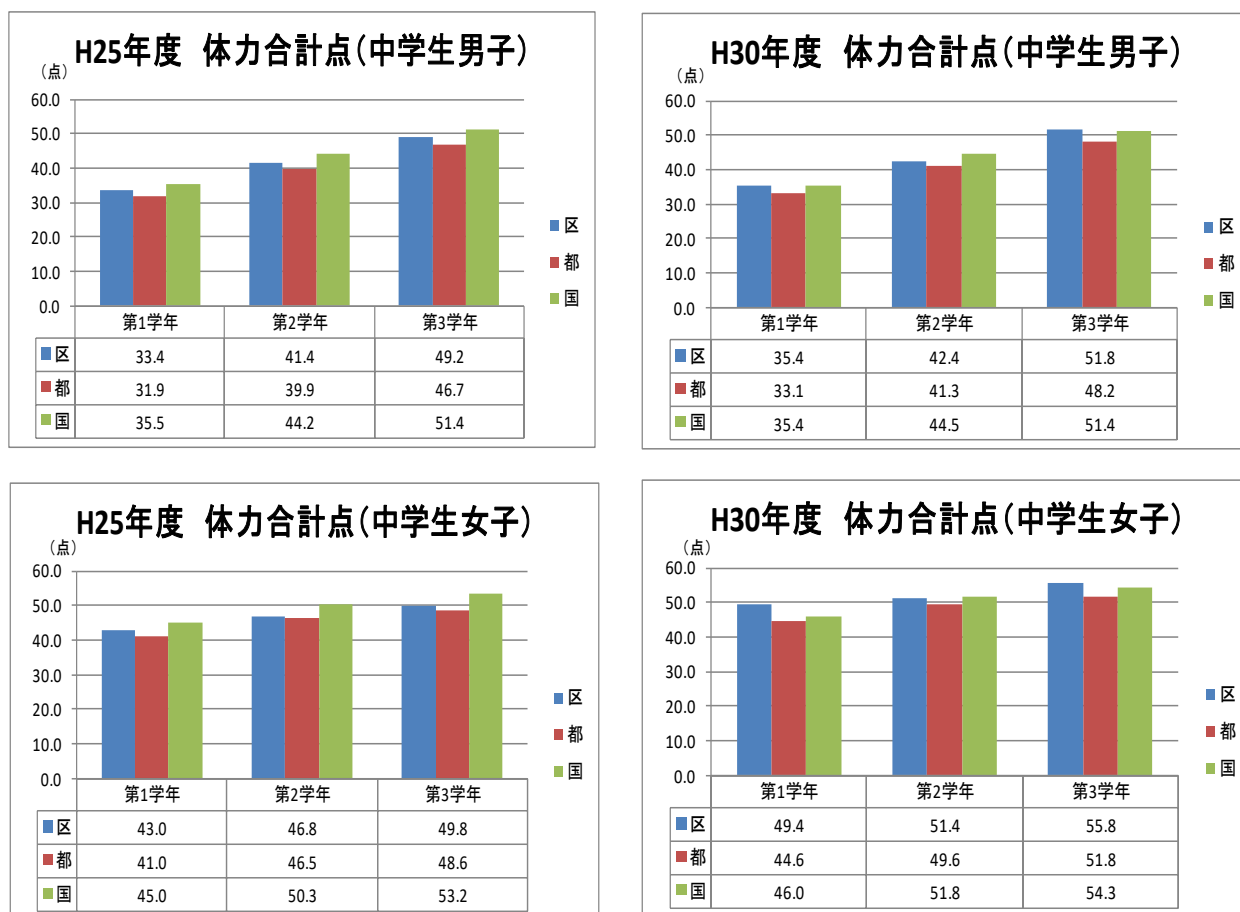
その結果、平成30（2018）年度に実施した体力調査の結果では、平成25（2013）年度の本区結果と比較すると、小学生の男子は低学年がゆるやかに向上したほか、女子にあっては全学年とも向上したことが分かりました。中学生においても、男女とも全学年で体力が向上しており、中でも女子の体力が大きく向上しました（図1）。また、国との比較においても同程度の結果が出ているほか、東京都との比較では、男女とも全学年で上回る結果がでています。さらに体力合計点別に高い方からA～Eの評価をした人数の割合を見ても、東京都における分布が多いCや得点が低いDやEの割合は低い傾向にあり（図2）、これまでの取組の成果が形となって現れているものと、一定の評価をしているところです。しかしながら、東京都に比べると低位層の分布は少ないものの、運動が苦手な子どもや日常的に体育の授業以外で運動をしない子どもに対して、体力向上や運動を習慣化させるなどの取組を充実していく必要があります。

その一方、各種目別の観点で国や東京都の記録と比較してみると、小学校男子の長座体前屈、小学校女子の上体起こし、ソフトボール投げ、中学校男女の持久走、中学校女子の上体起こしにおいて区の平均値が下回っている傾向が見られ、課題となっています（図3）。

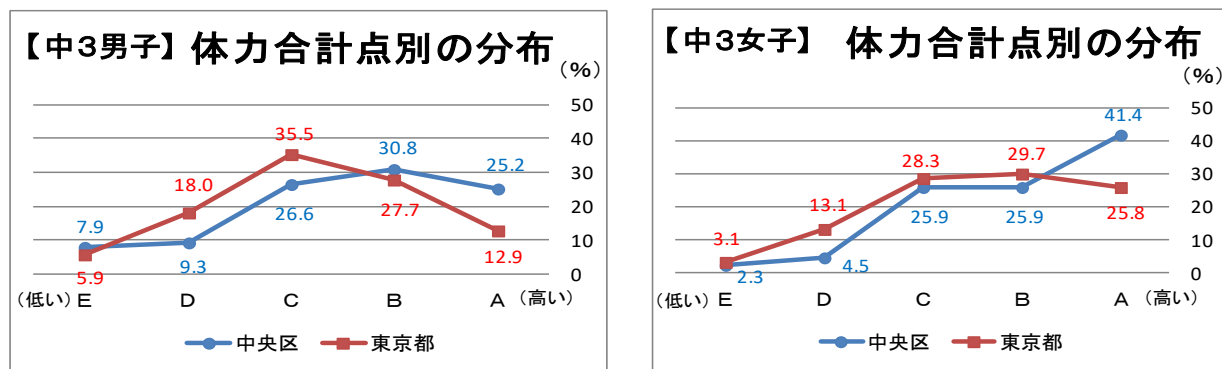
体力の向上については、前述のとおり、これまでの学校（園）での取組が一定の成果をあげているものと考えており、今後も体力の水準を落とすことなく、維持・向上を図っていくことが重要です。

さらに、小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度からそれぞれ実施される学習指導要領において、体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実などが新たに示されたところであり、誰もが生涯にわたってスポーツを主体的に楽しむ態度の育成についても求められています。

(図1)



(図2)

(図3) 全国・都平均を上回る記録
※全国平均は、平成28年度の記録

小学校

	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	ソフトボール 投げ(m)
1年男子	12.1	25.4	7.8
2年男子	14.4	27.1	11.7
3年男子	17.0	30.4	15.1
4年男子	18.8	31.3	18.5
5年男子	19.7	32.6	21.7
6年男子	22.4	35.9	25.6
1年女子	11.3	28.7	5.3
2年女子	13.7	30.8	6.8
3年女子	15.7	34.2	8.8
4年女子	17.7	35.3	10.8
5年女子	19.2	37.9	12.9
6年女子	21.1	43.2	14.3

中学校

	上体起こし (回)	持久走(秒)
1年男子	24.5	444.0
2年男子	26.7	397.8
3年男子	30.9	369.8
1年女子	22.8	303.3
2年女子	23.7	293.3
3年女子	25.0	279.4

○ 取組の方向性

① 体力の維持・向上に向けた取組

体力調査の結果に基づいて、各学校における種目別等の課題を明らかにして授業改善を図ります。また、小学校における体育指導補助員、中学校における運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する種目別の指導員を配置するとともに、外部講師や運動器具等を効果的に活用するなど、各学校の実態に応じた体力向上につながる体育指導を充実していきます。

また、幼稚園においては、引き続き全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指します。

② 授業以外の運動機会の拡充

授業だけではなく休み時間等に運動する時間を確保するとともに、マイスクールスポーツの取組の充実等により、年間を通じて学校全体で体力向上の取組を推進します。また、多様なスポーツに触れる機会を設けることで、生涯を通じて主体的に体を動かすことを楽しむ態度の育成を図ります。

【主な取組】

①-1 体育・保健体育授業の質の向上

体力調査により本区の児童・生徒の体力の状況を客観的に把握し、子どもたちの健康や体力向上に関する意識を高めるとともに、実施結果に基づき、各学校において体力向上に資する取組を設定し、意図的・計画的に実施することにより体力の更なる向上につなげています。

また、外部講師による最新かつ科学的な知識に基づく運動指導の研修の充実を図るとともに、小学校における体育指導補助員、中学校における専門的技能や指導能力を有する指導員を効果的に活用し、体育・保健体育の授業の質を高めます。また、スポーツクラブの講師やアスリート等を招き園児・児童・生徒へのスポーツ教室を実施することで、スポーツに対する興味・関心を高めます。

①-2 運動遊び推進園の取組

全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、各幼稚園の実態に応じて、遊具の整備や活用を行うとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教育の指導力を高めるための実践を進めていきます。また、幼児期に身に付けさせたい動作や運動遊びの時間の変化等について数値化し検証を行い、運動遊びのさらなる充実を図ります。

②-1 マイスクールスポーツ（1校1運動）

日常的な運動習慣の定着に向け、各小・中学校がそれぞれ縄跳び、一輪車、持久走など重点的に取り組むスポーツを掲げて、児童・生徒の健康づくりと体力向上を図ります。

②-2 誰もが取り組みやすいスポーツの導入【新規】

オリンピック・パラリンピックでも注目されたスポーツやボッチャのようにゆるやかに体を動かすスポーツのほか、子どもの関心が高く、一人一人に合わせて強度が調節できるスポーツなどに取り組む機会を設けていきます。

<幼稚園・運動遊び>



<小学校・ラグビー体験>



<中学校・運動会>



基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(1) 図書館サービス⁷¹等の推進

図書館は、本やCD、DVD等といった幅広い資料を取り揃え、誰もが知りたい情報や知識を無料で得ることができる身近な施設であるとともに、図書館サービスを通じて本を読むことの大切さや楽しさを伝える役割を担っています。実際に本を手にとって読む「読書」は、言葉の意味をより深く理解し語彙が豊富になるだけでなく、知らず知らずのうちに想像力が磨かれて豊かな表現力が身に付き、自分以外の人の物事のとらえ方や考え方を疑似体験することで、自分の意見や考えと比較して客観的に物事をとらえることが出来るようになります。また、言語能力を向上させる重要な活動の一つであることから、教育委員会では、予測が困難なこれからの時代を生きる子どもたちに対し、読書によって身に付く能力や資質を積極的に活用してほしいと考えています。

○ 現状と課題

国では平成13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定し、以後おおむね5年おきに読書習慣の形成に向けた具体的な方策を示してきました。国が平成30（2018）年にまとめた第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画⁷²」等によると、各自治体の「全校一斉読書活動」などの取組の結果、全国の小・中学生の不読率は平成12（2000）年と比較して大幅に改善したことが分かっています

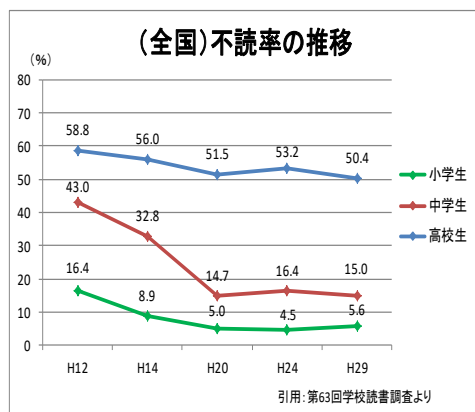
（図1）。その一方で、高校生の不読率は依然高い状況にあり、高校生が本を読まない理由としては「他の活動で時間がなかったから（約65%）」次いで「他にしたいことがあったから（約47%）」となっています。その要因は、中学生までの読書習慣の形成が不十分であることや、読書への関心度合いの低下、スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性があることが指摘されています。

本区の小・中学生の状況を見ると、令和元（2019）年度の学習力サポートテストの調査結果では、中学校3年生になると参加校平均よりも本を読まない現状が浮き彫りになっています（図2）。平成30（2018）年3月に策定した「第三次中央区子ども読書活動推進計画⁷³」中、小学校5年生、中学校2年生を対象としたアンケート調査によれば、「読書が好き」と答えた小学生は66%であるのに対し、中学生になると36%にまで低下しています（図3）。また、読書ができない理由としては、小学生では「読みたい本がないから（36%）」が最も多いのに対し、中学生では「本を読む時間がないから（39%）」、次いで「読みたい本がないから（34%）」となっています（図4）。これは、国と同様、年齢が上がるにつれスマートフォンの使用時間や勉強や部活動等の時間が増えるといった生活環境の変化が読書離れの原因の一つとして考えられますが、アンケートの結果を見ると面白い本と出会える機会がなく、本そのものに興味・関心が持てていないことや自分で調べることの楽しさを実感していないことが根底にあるのではないかと考えています。

こうした状況の中、本区の定住人口は増加しているものの、図書館における入館者数や貸出者数はおおむね横ばい傾向にあります（図5）。全国的に年齢層を問わず読書離れが指摘される中、まずは手軽に本や各種資料に触れることができる図書館に多くの人に足を運んでもらうことが大切です。

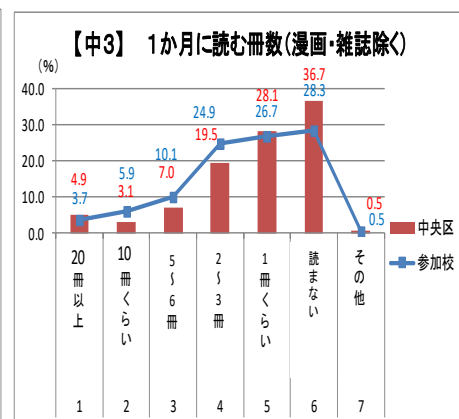
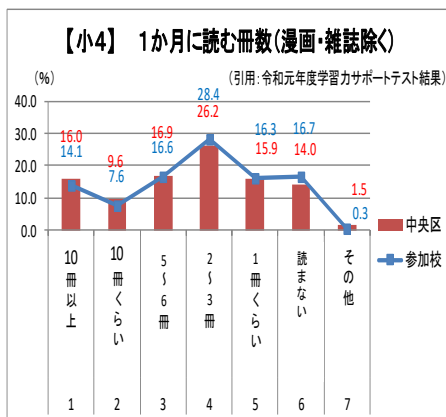
また、江戸開府以来、文化・商業・情報の中心として発展を遂げてきた本区は、歴史的・文化的に重要な資料等を数多く保有しています（図6）。しかし現在は、閲覧に供する資料は図書館で、保護を必要とする資料は郷土天文館でそれぞれ管理しており、これら関連する資料等については令和4（2022）年に開設予定の図書館・郷土資料館等の複合施設「本の森ちゅうおう（仮称）⁷⁴」での一括管理や魅力的な展示等の有効活用が望まれています。

(図1)



※不読率: 1カ月に1冊も本を読まない子どもの割合

(図2)

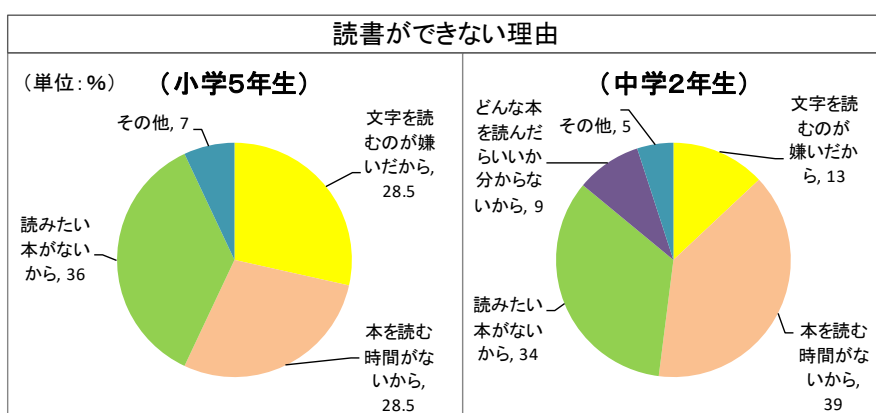


(図4)

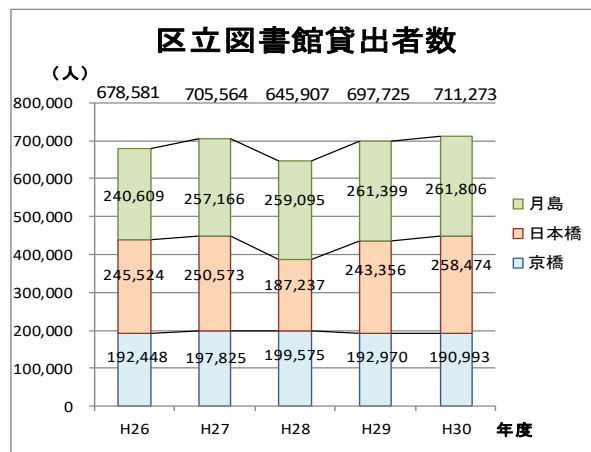
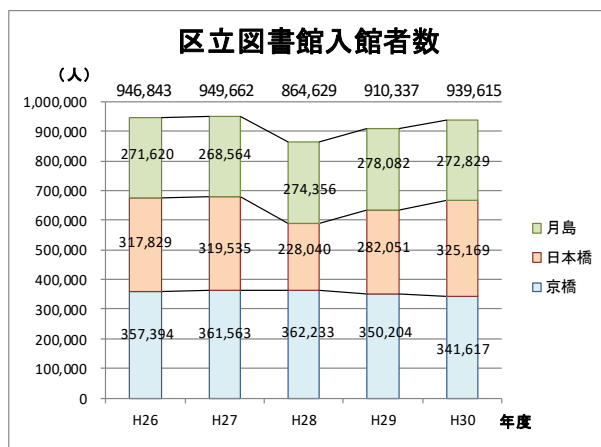
(図3)

(単位: %)

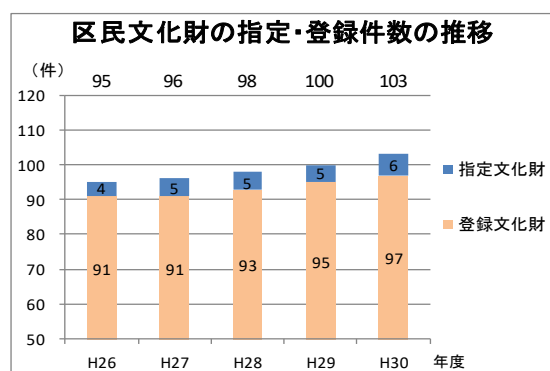
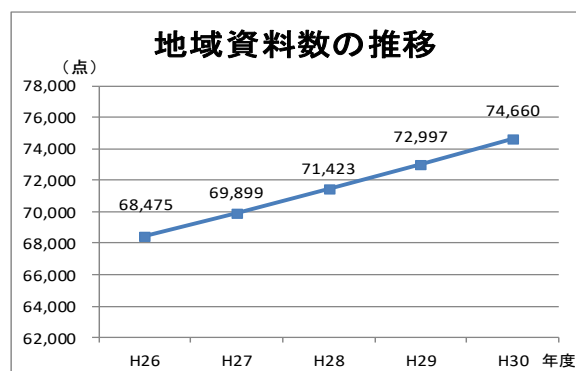
本を読むことが好きですか。	小5	中2
好き	66	36
どちらかという好き	23	37
どちらかという嫌い	7	21
嫌い	3	6
無回答	1	0



(図5)



(図6)



※郷土天文館が収蔵する郷土資料の総数は約24,000点

○ 取組の方向性

① 魅力ある図書館の整備

「地域の生涯学習拠点」である図書館、郷土資料館および生涯学習の機能を融合させた「本の森ちゅうおう（仮称）」では、さまざまな区民ニーズに応えられるよう、子どもが読書等に親しめるエリアの設置、文化財のさらなる活用推進のため郷土資料と地域資料を融合した展示や関連書籍の配架を行うほか、区の情報について積極的に発信していきます。

日本橋・月島の図書館では、時代にあった蔵書の拡充や多岐にわたる質問に応えるレファレンス⁷⁵など、利用者にとって利便性の高い図書館サービスや読書環境を提供していきます。

また、子育て世代の人口増加が予想される晴海地区に、子どもたちの読書、学習環境を整備した新たな図書館を開設し、読書環境の充実を図ります。

② 学校等と連携した読書活動の推進

図書館司書のおすすめ本や教員の意向に沿った資料等を図書館側から定期的に小・中学校の各校にまとめて貸出を行い、学校図書館の蔵書の拡充を図ります。また、貸出と併せて、図書館司書が魅力的な展示方法や書評の作成方法等を指導するなど、学校における読書環境の充実を図ります。

また、中学生までの読書体験や本に触れる機会を増やすことが重要なことから、今後も引き続き読書活動を推進するための各種取組を行い、本を読むことの楽しさ、自分で調べることの楽しさなどを実感してもらう取組を展開していきます。

③ 文化財の保護・普及啓発等

区内に保有する文化遺産について広く調査し、その価値が損なわれないよう区民文化財⁷⁶として指定・登録するとともに、所有者等に対して保存に関する啓発を行います。さらに、文化財保護意識の普及・啓発を図るため、広報紙や企画展、ホームページなどで幅広く公開していきます。また、区内に存在する文化財や歴史的資料について、展覧会などを通じて広く周知するなど、区の歴史や文化についての興味や知識を深め、文化財に対する保護意識や次世代への継承の意義を啓発していきます。

【主な取組】

①-1 本の森ちゅうおう（仮称）の開設【新規】

子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝え、新しい時代を創造する地域の生涯学習拠点「本の森ちゅうおう（仮称）」を令和4（2022）年度に開設する予定です。

①-2 晴海図書館（仮称）の整備【新規】

令和5（2023）年度の開設に向けて、晴海地区に、子どもたちが本に親しむとともに、自主的に学習できる読書環境等を備えた図書館を整備します。

①-3 図書館ボランティア⁷⁷および郷土天文館サポーター⁷⁸の活用

図書館において、読み聞かせボランティアによるお話し会の開催や目の不自由な方を対象とした対面朗読の実施、CD等のタイトル一覧の点訳作成をボランティアの協力により行うとともに、郷土天文館では、郷土天文館サポーターによる常設展や特別展の展示資料の解説を行います。

また、ボランティアの技術の向上を図るため、講習会等の開催のほか、読書や郷土資料に関するさまざまな情報を提供していきます。

②-1 小・中学校への巡回貸出等【新規】

学校と協議・連携しながら、図書館司書がおすすめする本や授業等で活用できそうな本を各小・中学校へまとめて定期的に貸し出す「定期巡回貸出」を行います。また、貸出と併せて、図書館司書が魅力的な展示方法や書評の作成方法、調べ学習の方法などを学校図書館指導員および図書委員に指導し、興味・関心を持てる本に触れる機会の拡大等を図ります。

②-2 「第三次中央区子ども読書活動推進計画」の推進

児童・生徒の読書活動を推進していくため、「第三次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館担当教諭等との連絡会を開催するほか、図書館司書などによる出張おはなし会⁷⁹やブックトーク⁸⁰の実施、ビブリオ・バトル⁸¹の開催、図書館における仕事体験⁸²等により、学校と図書館の連携を強化し、児童・生徒の読書活動の推進を図っていきます。

③-1 区民文化財の指定・登録および活用

区内に存在する貴重な文化遺産を保護するため、区民文化財の指定・登録を行うとともに、企画展や特別展など、さまざまな機会をとらえて実物の展示や情報提供を行い、区内にある文化財の活用を図っていきます。

③-2 文化財保護意識の普及・啓発

区内の貴重な文化財に対する理解を深めるため、英語表記や図版を取り入れるなど外国人も含め多くの方に分かりやすい文化財説明板として更新することにより、地域の文化や歴史を幅広く発信していきます。

基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援

区では「中央区基本計画2018」に掲げている「スポーツの楽しさが広がる環境づくり」の施策に基づき、健康づくりや生涯にわたってスポーツを楽しむことができる豊かなスポーツライフの実現に向けて各種取組を行っているところです。

教育施設を所管する教育委員会としても、児童・生徒の活動の場や安全を確保した上で、学校施設を積極的に開放していく必要があります。

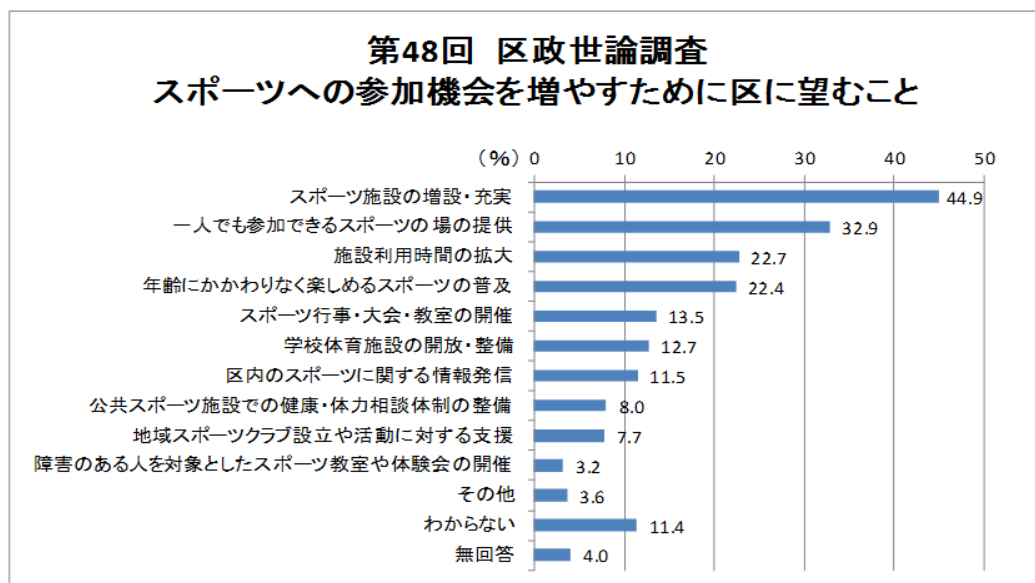
○ 現状と課題

本区は都心区ならではの特性により、都市機能が集中しており地価が高いことから、スポーツ環境としてグラウンドや体育館などを十分に整備することが難しい状況にあります。区内の公園、運動場および社会教育会館等の区内施設においても、ランニングや球技運動ができる広さを持つ場所は限られていることから、区民からも「スポーツ施設の増設・充実」を求める意見が、平成30（2018）年度に実施した第48回区政世論調査で寄せられています（図1）。このような状況下において、身近な学校施設を団体等に貸し出す学校開放は効果的であることから、開放日の拡大等が求められています。

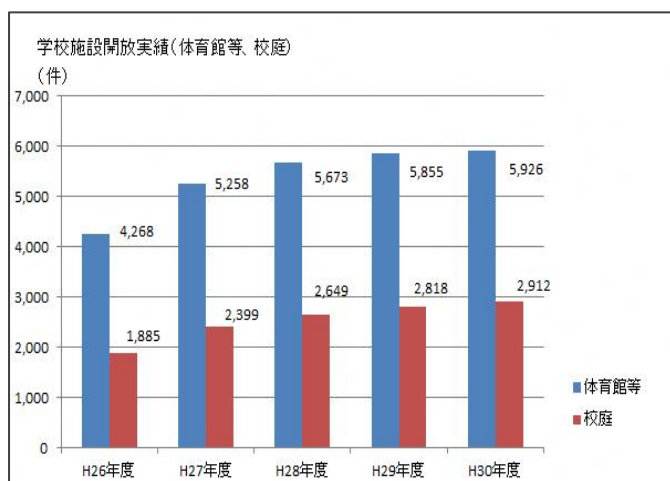
しかしながら、現在、学校施設は、夜間の時間帯や授業等に支障の無い範囲でさまざまな地域活動やスポーツ活動等に幅広く利用されているところですが、学校行事等との兼ね合いもあり、開放する時間や日数を増やすことは困難です（図2）。一方、校庭のテニス開放の利用状況を見ると、未舗装（砂）の校庭は利用率が低く、屋内の全天候型の屋上校庭は利用率が高いことが分かります（図3）。これらのことから、各校庭の状況に合わせて、フットサルやトレーニング等のさまざまなスポーツに校庭を開放するなど、学校施設の効率的な開放について学校と検討を進めていく必要があります。

また、子どもの遊び場となる休日等における校庭（遊び場）開放については、人口増加に伴い一日当たりの利用人数は増加している状況です（図4）。子どもの遊び場の確保の観点からも、より一層魅力ある遊び場づくりを推進していくことが必要です。

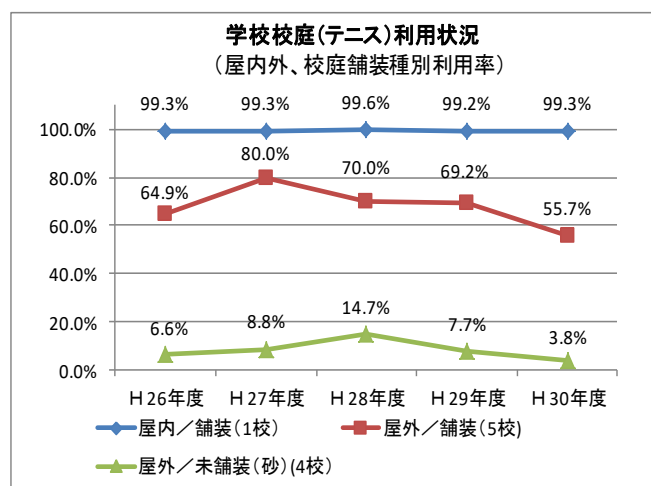
(図1)



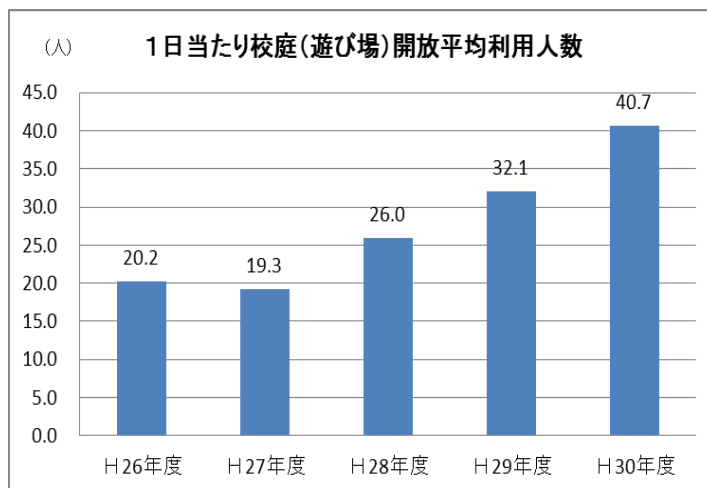
(図2)



(図3)



(図4)



○ 取組の方向性

① 学校施設の開放

個人や団体に対する学校施設の開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動を支援する事業であることから、今後も学校施設の整備等の機会を捉え、積極的に地域開放を実施します。

なお、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を設定し、身近に運動ができる場の確保に努めていきます。

② 魅力ある遊び場づくり

子どもたちが、のびのび活動できる遊び場として、また、さまざまな運動・遊びの体験が得られる場となるよう、休日の校庭（遊び場）開放を充実しています。

【主な取組】

①-1 学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を地域の社会教育および社会体育団体のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

①-2 校外学園施設開放

学校の児童・生徒が利用する期間を除き、区内在住・在勤および在学者で構成する登録団体がスポーツやレクリエーション活動を行えるよう、柏学園を開放しています。

② 魅力ある遊び場づくり【充実】

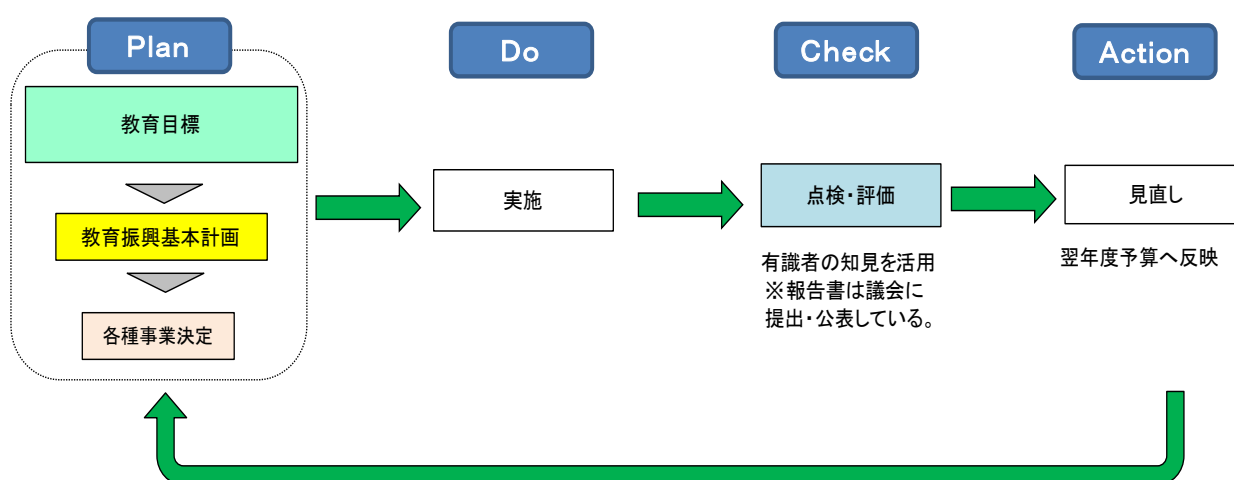
現在、校庭（遊び場）開放は、児童が校庭を広場として自由に使用しています。一方、一部学校で実施している「地域スポーツクラブ」による校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり事業では、ボールの投げ方や蹴り方など、公園ではできない種目をはじめ、さまざまな運動・遊びをスポーツ指導員の指導を受けながら、多くの児童と保護者が体験しています。これらの実績を踏まえ、学校・PTA・スポーツ団体等と協議しながら、校庭開放の在り方や管理方法について検討し、校庭（遊び場）開放がより魅力的なものになるよう充実していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画における施策の着実な進行管理を図るため、毎年度実施している「教育委員会の点検・評価」を活用します。施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、その実績や効果等について自己評価を行うとともに、学識経験者による評価も活用しながら、PDCAサイクルを構築し、教育施策の展開に反映させていきます。

また、評価結果を区議会へ報告するとともに、ホームページ等により広く区民に公表することで、教育行政の透明性を高めていきます。



2 関連部局との連携・協力

教育ニーズが多様化・複雑化する中、教育施策は生涯学習・子育て支援など他部局と深く関連する分野があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、区長と教育委員会とが教育課題や取組について共有・協議し、効果的に教育施策へ反映させるとともに、関連部局と連携・協力しながら計画を推進していきます。

3 学校・家庭・地域の連携・協働

子どもたちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが必要不可欠です。

教育委員会は、学校・家庭・地域がしっかりと連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちの成長と自立を支えていけるよう支援していきます。

「中央区の教育環境に関する基本条例」

平成11年4月1日条例第15号

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

（目標）

第一条 中央区（以下「区」という。）は、次に掲げる事項を目標として、学校環境の充実、健全育成の推進、地域活動及び家庭教育への支援、健康で安全な生活環境の確保等、教育環境の維持向上を図るものとする。

- 一 子どもが健康で楽しく遊び、学ぶことができるようにすること。
- 二 子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止すること。
- 三 子どもと人、文化、自然等とのふれあいを豊かにすること。
- 四 家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること。

（学校環境の充実）

第二条 区は、子どもが自らの個性を伸ばすとともに、精神的及び身体的な能力を十分に発揮し、発達させることができるよう、学校環境の充実に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、区が設置する学校（以下「区立学校」という。）の施設及び設備の整備充実等に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に勤務する教員が自らの資質の向上に努め、指導の内容及び方法を研究し、開発することを奨励するものとする。

（健全育成の推進）

第三条 区は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが保護者、友達、地域社会の人々等とともに様々な体験や活動をすることができる場と機会の充実に努めるものとする。

- 2 区は、子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止するため、区民等と協力して、清浄な風俗環境の保持等に努めるものとする。

（地域活動及び家庭教育への支援）

第四条 区は、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することができるよう、地域社会における自主

的な活動を支援するものとする。

- 2 教育委員会は、家庭における教育力の向上を図るため、情報の提供、相談体制の整備等の施策を講じ、家庭教育を支援するものとする。

（健康で安全な生活環境の確保）

第五条 区は、子どもの健康が保護され、生活環境が保全されるよう、安全な交通環境の確保及び大気汚染、騒音、日照阻害等の防止に努めるものとする。

- 2 区は、子どもと自然とのふれあいが保たれるよう、緑地、水辺等の整備に努めるものとする。

（区民の役割）

第六条 区民は、子どもの人権を尊重するとともに、地域社会における相互の連帯と活動の活発化を図り、教育環境の維持向上に努めるものとする。

（事業者の協力）

第七条 事業者は、区の区域内において事業活動を行うに当たっては、良好な教育環境の維持に配慮するものとする。

- 2 区長および教育委員会は、良好な教育環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して協力を求めるものとする。

（国、東京都等との連携等）

第八条 区は、良好な教育環境を確保するため、国、東京都その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図るとともに、必要に応じ、国等に対して適切な施策を講じ、又は必要な措置を採るよう要請するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中央区教育大綱

子どもたちを取り巻く環境は、AIやICTなどの技術革新やグローバル化の一層の進展などにより日々、めまぐるしく変化しています。このような予測が困難な変化の激しい時代にあつては、これまで以上に子どもたち自身が主体的に考え、行動し、多様な人々と協働しながら、新たな価値観を創造していく力が求められています。

本区では、今後も教育委員会と密接な連携を図りながら、教育目標の理念を共有し、基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」の実現に向け、次の3つの視点から総合的・計画的に教育施策を推進していきます。

I 子どもの琴線に触れる感動ある教育

変化の激しい社会で力強く生き抜いていくためには、自信を持って主体的に挑戦できるよう自己肯定感や自律心を育む教育が必要です。

そのためには、読書やスポーツ、自然体験などあらゆる場を活用して、子どもたち一人一人が主役となる機会をつくり、感動や共感、喜び・悲しみといった心を揺さぶるような経験を通じて人間ならではの感性や創造性を育む教育を推進します。

II 自ら未来を切り拓く力を育む教育

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成は、いつの時代においても重要な課題です。

学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力の向上、豊かな心・いじめを許さない強い心の育成、規則正しい生活習慣・日常的な運動習慣の定着など、「確かな学力の定着・向上」「子どもの健全な育成」「健康な体づくり」に取り組みます。

また、より効果的・効率的に授業が展開できるようにICT環境の整備を進めます。

III 一人一人の多様なニーズに対応した教育

教育的な課題が多様化・複雑化する中で、子どもたちが自ら持つ能力・可能性を最大限に発揮できるよう、一人一人の状態や状況に応じたきめ細やかな教育を行います。

特別支援教育では、自立と社会参加を見据えて特性に応じた適切な学習環境を提供していくとともに、多岐にわたる教育的ニーズに応じた早期支援に取り組みます。

また不登校対策では、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、不登校であっても自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習機会の確保などの支援を行います。

令和2年2月5日

中央区長 山本 泰人

中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過

○諮問および第1回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年8月7日（水）午後6時30分から午後8時15分まで

教育長から中央区教育振興基本計画検討委員会へ諮問

議事の概要

- （1）本検討委員会の設置などについて
- （2）委員長および副委員長の決定について
- （3）中央区教育振興基本計画の改定について
- （4）今後の日程（案）について
- （5）その他

○第2回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年9月5日（木）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）中央区の現状について
- （2）施策体系（案）について
- （3）その他

○第3回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年10月23日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）第2回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- （2）施策別原稿（案）について
- （3）その他

○第4回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年11月13日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）第3回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- （2）中間まとめ（案）について
- （3）その他

○中間のまとめのパブリックコメント

令和元（2019）年12月16日（月）～令和2（2020）年1月7日（火）

2名から延べ47件の意見

○第5回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和2（2020）年1月23日（木）午後6時30分から午後7時30分まで

議事の概要

- （1）第4回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- （2）パブリックコメントの結果（案）について
- （3）中央区教育振興基本計画（案）について
- （4）その他

○答申 令和2（2020）年1月29日（水）

中央区教育振興基本計画検討委員会から教育長へ答申

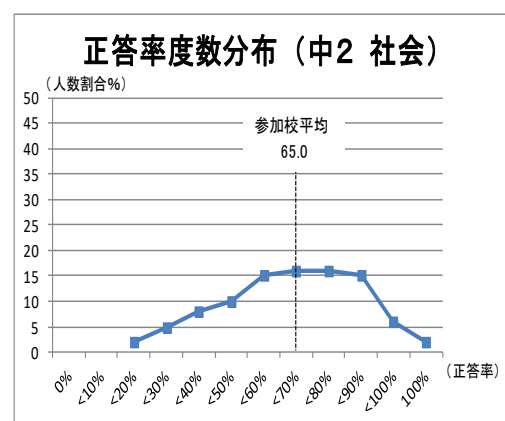
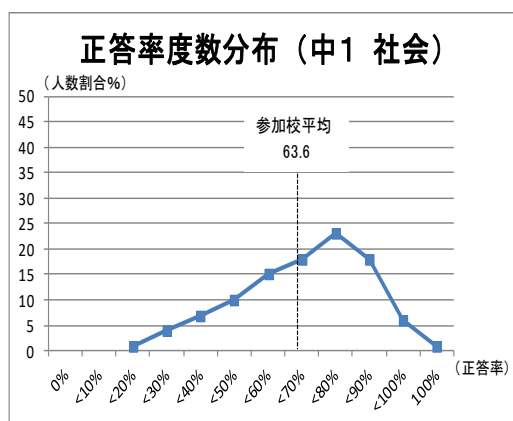
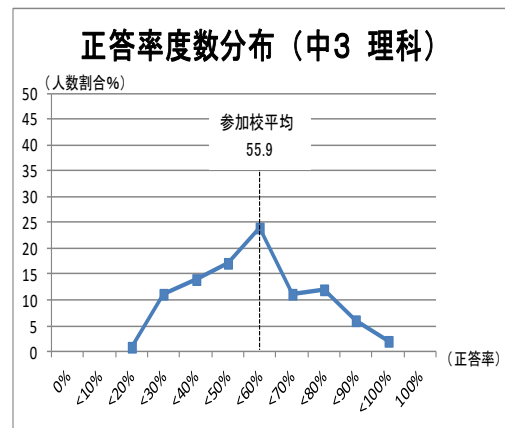
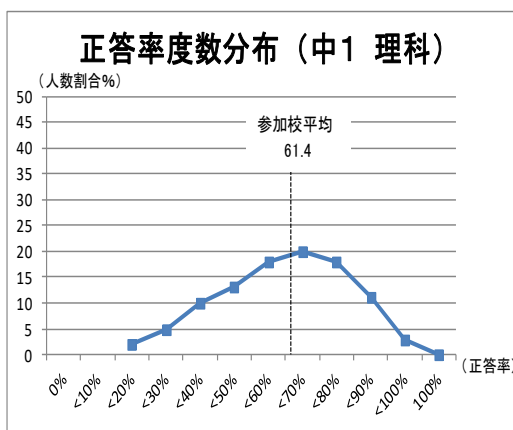
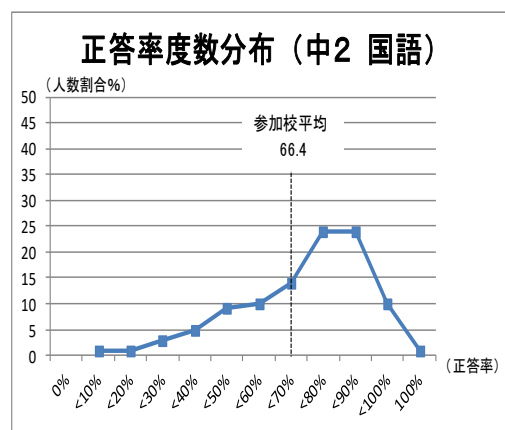
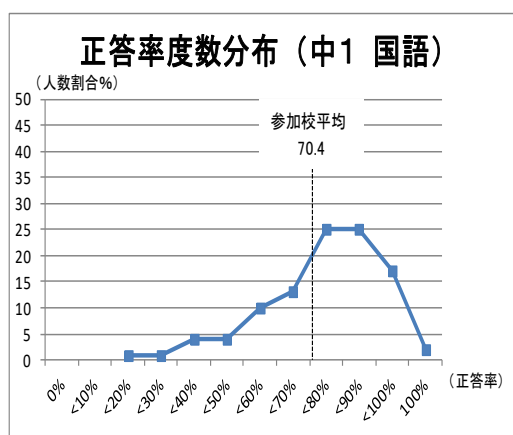
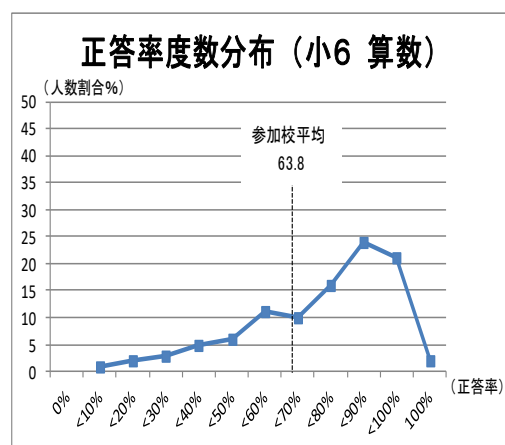
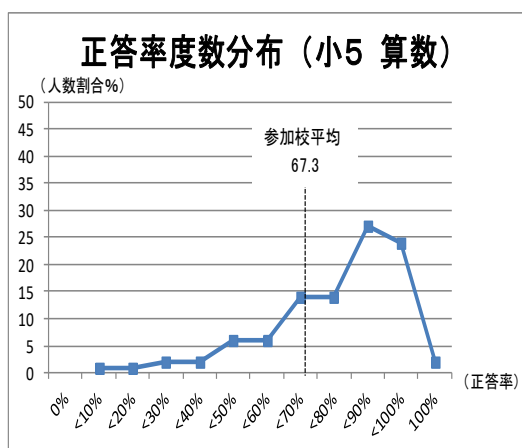
中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備 考
学 識 経 験 者	小川 正人	東京大学名誉教授 放送大学教授 早稲田大学客員教授	委 員 長
	細谷 美明	早稲田大学客員教授	副委員長
	秋元 有子	白百合女子大学発達臨床センター博士	
P T A	須田 桐美	明石小学校・幼稚園PTA会長	
	吉岡 輝元	有馬小学校・幼稚園PTA会長	
	熊谷 芳紀	佃中学校PTA会長	
社 会 教 育 関 係 者	嶋田 一夫	中央区青少年委員会会長	
	箱守 由記	中央区地域家庭教育推進協議会委員	
校 園 長	早川 幸	月島第二幼稚園長	
	小久保 秀雄	城東小学校長	
	平松 功治	銀座中学校長	
区 長 部 局 職 員	遠藤 龍雄	区民部長	
	田中 智彦	福祉保健部長	
教育委員会事務局職員	長嶋 育夫	教育委員会事務局次長	

各種関係データ

令和元(2019)年度 学習力サポートテストの結果



平成30年度 全国学力・学習状況調査の結果について 【小学校6年生】

設問別調査結果の平均正答率

分類	項目	国語A			国語B		
		中央区	東京都	全国	中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと	94.2	92.6	90.8	71.9	66.8	64.6
	書くこと	81.5	77.9	73.8	52.0	47.1	45.6
	読むこと	81.8	76.5	74.0	58.4	52.1	50.8
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	76.7	69.9	67.0			
評価の観点	国語への関心・意欲・態度				37.6	33.6	33.2
	話す・聞く能力	94.2	92.6	90.8	71.9	66.8	64.6
	書く能力	81.5	77.9	73.8	52.0	47.1	45.6
	読む能力	81.8	76.5	74.0	58.4	52.1	50.8
	言語についての知識・理解・技能	76.7	69.9	67.0			
	平均正答率	79.4	74.0	70.7	62.1	57.0	54.7

※科目の「A」は知識、「B」は活用に関する問題

分類	項目	算数A			算数B		
		中央区	東京都	全国	中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	数と計算	75.1	67.2	62.3	70.9	61.6	58.4
	量と測定	77.6	74.0	72.7	65.2	56.7	52.4
	図形	70.8	61.7	56.9	70.8	64.1	59.9
	数量関係	73.7	65.3	60.1	57.5	49.0	45.1
評価の観点	算数への関心・意欲・態度						
	数学的な考え方				62.2	52.8	49.2
	数量や図形についての技能	75.1	67.5	63.0			
	数量や図形についての知識・理解	73.8	67.2	63.8	80.8	76.8	71.7
	平均正答率	74.3	67.0	63.5	64.1	55.0	51.5

分類	項目	理科		
		中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	物質	66.0	62.0	59.8
	エネルギー	61.6	55.2	53.1
	生命	76.4	74.3	73.6
	地球	56.2	51.3	49.5
評価の観点	自然事象への関心・意欲・態度	84.3	83.2	82.1
	科学的な思考・表現	61.4	56.5	54.1
	観察・実験の技能	77.5	72.6	71.1
	自然事象についての知識・理解	81.9	78.5	81.5
	平均正答率	66.4	62.0	60.3

平成30年度 全国学力・学習状況調査の結果について 【中学校3年生】

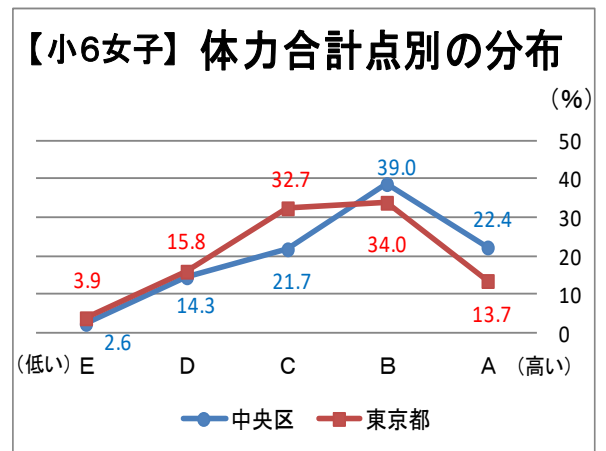
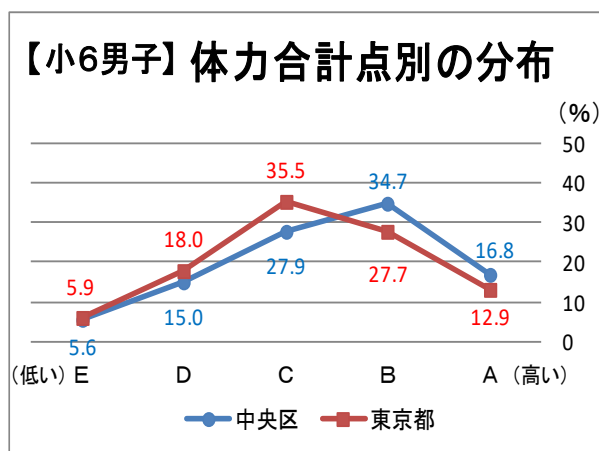
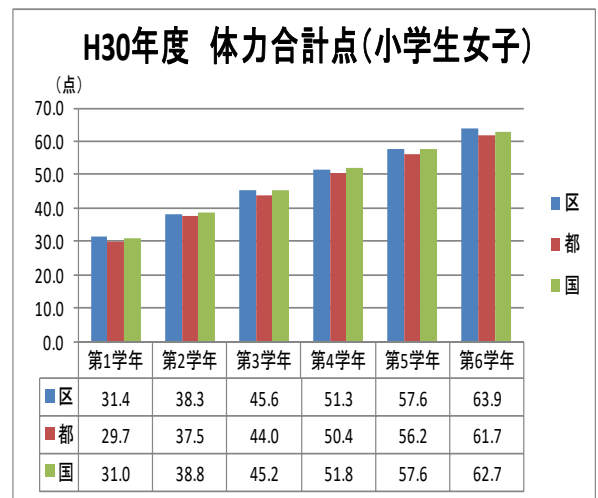
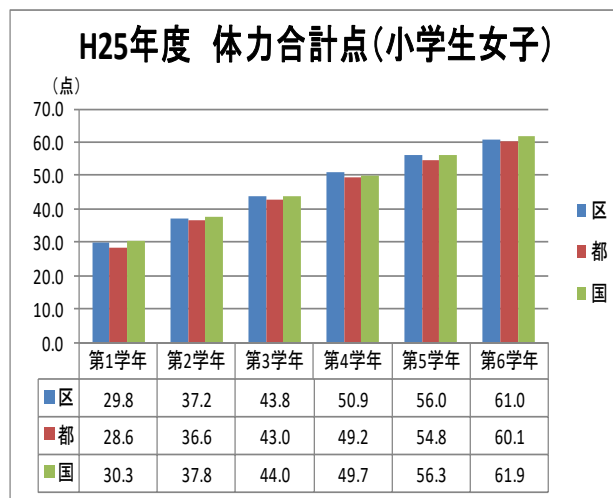
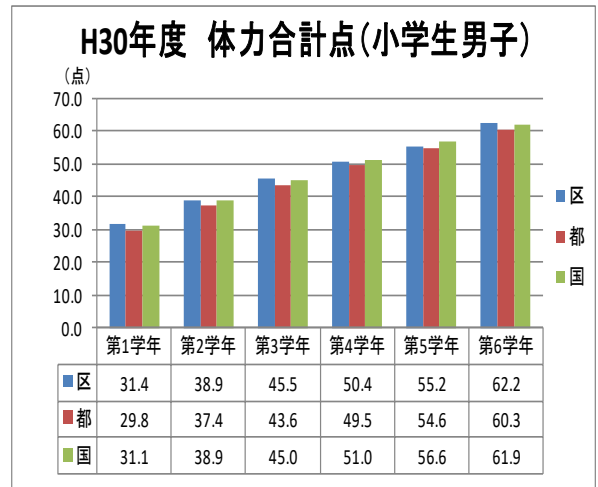
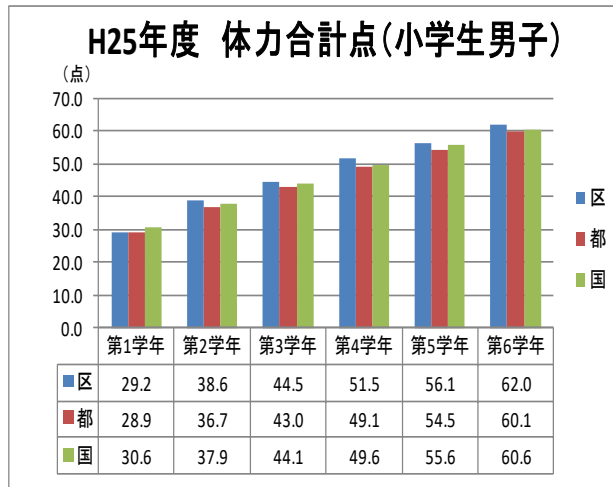
設問別調査結果の平均正答率

分類	項目	国語A			国語B		
		中央区	東京都	全国	中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	話すこと・聞くこと	78.6	77.0	75.2	80.1	78.0	76.6
	書くこと	77.7	75.3	73.9	33.3	32.2	31.3
	読むこと	79.5	78.4	76.7	56.8	56.1	53.5
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	78.2	76.8	76.5	52.5	50.3	49.2
評価の観点	国語への関心・意欲・態度				52.7	51.0	50.3
	話す・聞く能力	78.6	77.0	75.2	80.1	78.0	76.6
	書く能力	77.7	75.3	73.9	33.3	32.2	31.3
	読む能力	79.5	78.4	76.7	56.8	56.1	53.5
	言語についての知識・理解・技能	78.2	76.8	76.5	52.5	50.3	49.2
	平均正答率	78.3	77.0	76.1	64.6	63.0	61.2

分類	項目	数学A			数学B		
		中央区	東京都	全国	中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	数と式	71.6	71.4	71.1	54.0	53.2	51.4
	図形	71.1	71.1	69.1	48.7	50.2	46.7
	関数	56.8	56.6	55.5	56.0	54.0	52.8
	資料の活用	63.0	65.0	63.5	40.2	41.1	38.0
評価の観点	数学への関心・意欲・態度						
	数学的な見方や考え方				47.5	47.5	45.1
	数学的な技能	72.1	71.5	70.4	53.9	53.8	51.3
	数量や図形についての知識・理解	64.0	64.6	63.3			
	平均正答率	67.2	67.0	66.1	49.4	49.0	46.9

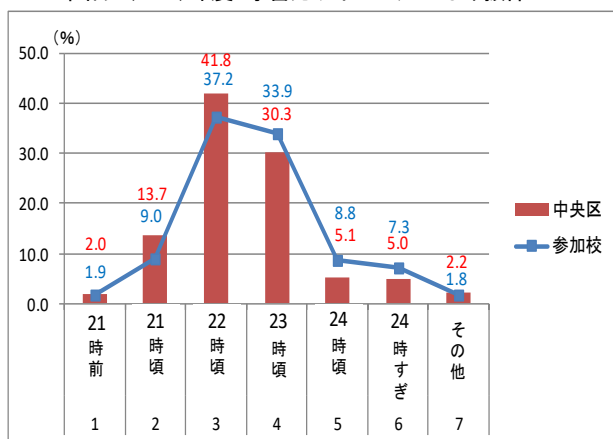
分類	項目	理科		
		中央区	東京都	全国
学習指導要領の領域	物理的領域	76.0	73.7	74.4
	科学的領域	63.6	63.7	65.0
	生物的領域	70.9	71.0	72.5
	地学的領域	59.3	58.3	57.8
評価の観点	自然事象への関心・意欲・態度	80.0	75.1	74.0
	科学的な思考・表現	66.2	65.4	64.9
	観察・実験の技能	64.9	64.5	67.0
	自然事象についての知識・理解	66.7	66.3	68.7
	平均正答率	66.1	65.0	66.1

児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査の結果

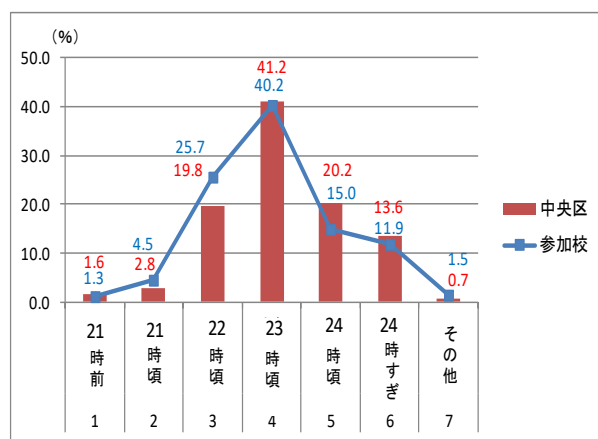


【中1】平日(月～金)は何時頃に寝ますか。

～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～

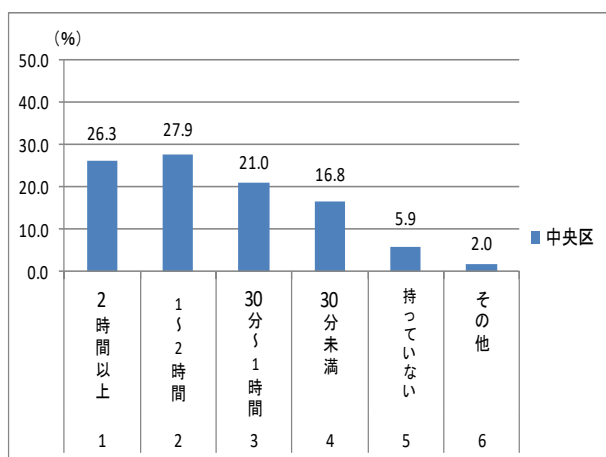


【中2】

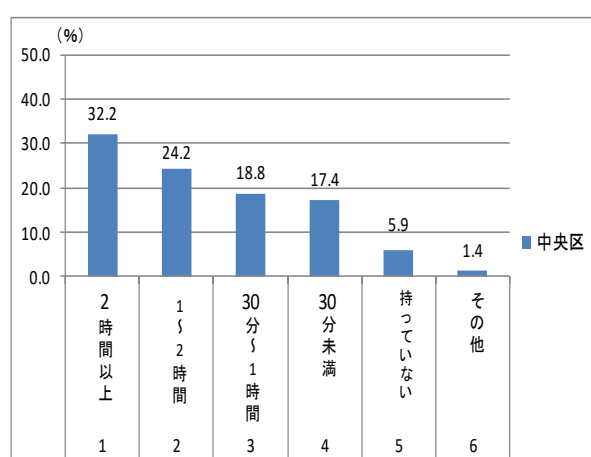


【中1】平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか。(ゲームを除く)

～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～

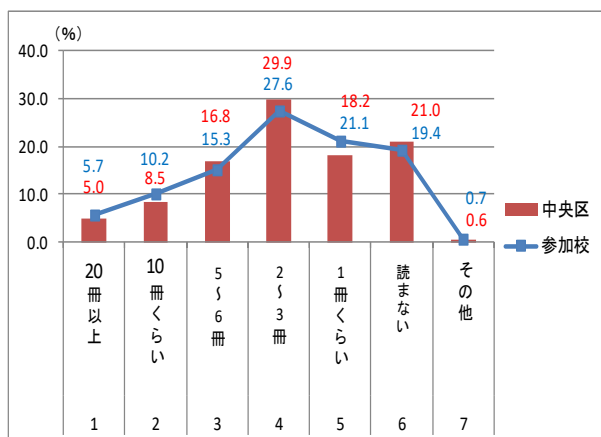


【中2】

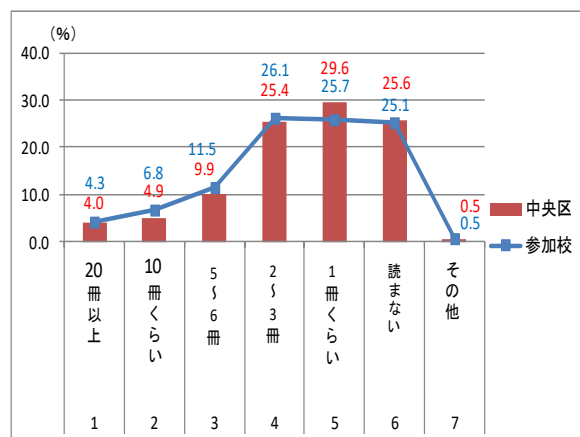


【中1】1カ月に読む冊数(漫画・雑誌除く)

～令和元(2019)年度 学習力サポートテストより抜粋～



【中2】



用語説明

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（1頁）

区民への説明責任を果たし、信頼されかつ効果的な教育行政を推進するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理および執行状況について点検および評価を毎年実施している。その結果については報告書を作成し、これを区議会や教育委員会に報告するとともに、教育委員会事務局庶務課や各学校の窓口での閲覧、区ホームページなどで公表している。

2 国が実施している学力調査（全国学力・学習状況調査）（6頁）

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施している学力テストのこと。

対象学年：国・公・私立学校の小学校6年生、中学校3年生

調査科目：小学校…国語、算数、理科 / 中学校…国語、数学、理科、英語 /

小・中学校共通…生活習慣や学習環境等に関するアンケート

※理科は小・中学校ともに3年に1回調査。令和元（2019）年度から中学校の英語が追加され、3年に1回調査。

3 東京都が実施している学力調査（児童・生徒の学力向上を図るための調査）（6頁）

学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況を把握し、東京都における教育行政施策に生かすために実施している学力テストのこと。

対象学年：東京都内の公立学校の小学校5年生、中学校2年生

調査科目：小学校…国語、社会、算数、理科 / 中学校…国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

4 学習力サポートテスト（6頁）

中央区が実施している学力テスト。小学校4年生～中学校3年生までの各学年で実施しており、児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着状況と問題解決能力等を把握し、児童・生徒の学習の動機付けにつなげる個に応じた指導の充実と教員の指導力向上を目的としている。各自治体は任意で実施。

対象学年：任意に参加する国・公・私立学校の小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生

調査科目：小学校…国語、社会、算数、理科 / 中学校…国語、社会、数学、理科、社会、英語（中学2・3年生のみ）

※平成30（2018）年度から中学校2年生が、令和元（2019）年度から小学校5年生が対象に加わった。

5 小1プロブレム（6頁）

小学校1年生などの教室において、教員の話が聞けずに授業が成立しないこと。

6 フォローアップシート（8頁）

学習力サポートテストの結果を受け、苦手な分野についてまとめられた教材であり、一人一人にあった復習問題のこと。

7 ICT（8頁）

ICTは、Information and Communication Technology の略。コミュニケーションの活用も含めた情報

通信技術の総称。

8 (新) 学習指導要領 (8 頁)

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が定める小学校～高等学校の教育課程に関する基準のこと。約 10 年に 1 度改訂される。

小・中学校の新しい学習指導要領は、平成 29 (2017) 年 3 月に告示され、小学校は令和 2 (2020) 年度、中学校は令和 3 (2021) 年度から全面实施となる。

9 中学生海外体験学習 (8 頁)

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を外国へ派遣し、姉妹都市の協力の下、体験入学やホームステイなどの積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めている。

派遣期間：夏季休暇中 (10 日間程度)

派遣先：オーストラリア (サザランド・シドニー)

10 特別支援教育 (8 頁)

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害 (LD)、注意欠陥／多動性障害 (ADHD)、情緒障害、自閉症等の発達障害を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

11 ICT 支援員 (9 頁)

学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする職員のこと。教員や児童・生徒への ICT の活用に関する支援や授業の打ち合わせ等が主な業務内容であり、ICT の活用の着実な推進を図る目的がある。

12 理科支援員 (9 頁)

原則、小学校 5・6 年生の理科の授業において、教員の補助を行う職員のこと。観察や実験授業の器具の準備や片付け、授業の支援などが主な業務内容であり、教員へのアドバイスや児童への支援も必要に応じて出来るため、授業の円滑化を図ることや理解を深めるねらいがある。

13 教育センター (9 頁)

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置しているもので、小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および教職員のための事業を行っている。

(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

<事業の一例>

教職員の資質向上を目的とした研修会の開催、教育センターの施設・設備を利用した実験教室や科学教室の実施、教育相談・就学相談、教科書の常時展示等

<所在地>

中央区明石町 12-1 中央区保健所等複合施設 4・5 階

14 特別支援教室 (9 頁)

全小・中学校に設置された特別支援教室において、発達障害などがある児童・生徒に対して一人一人の課題に合わせ巡回拠点校の教員が担当巡回校を巡回し、各校で個別指導や小集団指導を実施している。

特別支援教室（情緒障害など）（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

巡回拠点校	担当巡回校
明石小学校	中央小学校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	城東小学校、明正小学校、日本橋小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	佃島小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校

15 学習指導補助員（9頁）

支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級に対して、きめ細かい支援を行い、学習指導を円滑にすることを目的として、教員のサポートをする職員のこと。

16 適応教室「わくわく21」（9頁）

不登校などの児童・生徒に充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核機能（スクーリング・サポート・センター「SSC」）として、平成12（2000）年度に教育センター内に設置した。

当該教室では、個に応じた自主学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、授業形式の学習支援も実施している。

<開設日>

月～金曜日（土・日、祝日・休日、年末年始を除く）

17 保幼小の接続期カリキュラム（9頁）

幼児教育から小学校教育への学びの連続性を確保するため、幼稚園や保育所、認定こども園において共通のカリキュラムを活用し、発達段階に即した教育や幼児と児童の交流を積極的に進めるもの。

18 学校評価（システム）（10頁）

平成19（2007）年度に学校教育法等が一部改正され、各学校・幼稚園は教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならないとされた。

本区においては、平成20（2008）年度から、毎年、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価、評価結果の公表と教育委員会への報告を行い、各学校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを実施している。

19 学校評議員制度（10頁）

平成12（2000）年 4 月に学校教育法施行規則等の一部改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された制度のこと。

本区では、幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、全小・中学校および幼稚園に設置している。評議員は、学校（園）長の推薦等に基づいて教育長が委嘱し、校（園）長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるができる。

20 OJT (12頁)

On-the-Job Training の略。職場内で、日常業務に携わりながら必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導・育成・相互開発することによって、職員の全体的な業務遂行能力や力量を向上させるすべての活動のこと。

21 ストレスチェック (13頁)

労働安全衛生法の規定により、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的とした調査のこと。

22 教育支援 (14頁)

特別な配慮を必要とする子どもに対する支援（特別支援）や不登校対策など、学校と教育委員会、その他医療機関等の関係機関が一体となって取り組む、個に応じた指導や支援体制の総称のこと。

23 就学（・転学）相談 (14頁)

児童・生徒一人一人の適切な学習環境を検討し、支援するため、中央区就学支援委員会を設置し、就学相談を行っている。主に、子どもの発達課題に応じた就学先を提案するため、小学校入学前と中学校入学前に行っている。また、教育センターでは、小・中学校に在籍している児童・生徒に対する「転学相談」も行っている。

24 発達障害 (14 頁)

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障害のこと。

＜自閉症＞

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

＜高機能自閉症＞

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

＜アスペルガー症候群＞

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

＜学習障害（LD）＞

Learning Disabilities の略。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

＜注意欠陥／多動性障害（ADHD）＞

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

25 子ども発達支援センター「ゆりのき」(14 頁)

「児童福祉法」に定める福祉型児童発達支援センターとして平成 30（2018）年 4 月に開設した。発達障害のあるなしに関わらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、子どもの発達相談ならびに同法に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施している。

また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進などを行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っている。

＜所在地＞

中央区明石町 12-1 中央区保健所等複合施設 3 階

※中央区育ちのサポートシステム

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制のこと。

26 中央区育ちのサポートカルテ (14 頁)

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入したもの。子ども発達支援センターが管理することで、就学などのライフステージの切り替え時に支援の一貫性が途切れないようにしている。

27 特別支援学級 (14 頁)

障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた小・中学校教育を行うため、特別支援学級（知的障害）を設けている。

特別支援学級設置校（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

・明石小学校 ・月島第二小学校 ・銀座中学校

28 通級指導学級 (14 頁)

小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、難聴などのある児童・生徒を対象として、通常の学級以外の教室の場で、障害に応じた指導を行う学級のこと。

平成 31（2019）年 4 月 1 日現在、明正小学校に設置している。

29 特別支援学校 (14 頁)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。

30 教育相談 (14 頁)

主に学校や教育センター内で行っている各種相談の総称。（以下は一例を記載）

①小学校の児童・保護者・教員を対象とした教育相談

小学校に、専任教育相談員および東京都から派遣している臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを配置し、教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動などの改善について助言等を行う。

②中学校における心の相談

生徒の悩みを聴いたり、友達関係などの相談に乗ったりする区独自の「心の教室相談員」を配置し、不登校、いじめ、その他生徒の問題行動などの改善に資する。

③適応教室「わくわく２１」における相談

不登校などの児童・生徒に対し、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、各種不登校支援（相談含む）を行う。

④メンタルサポーターの派遣

不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習などの支援を行うメンタルサポーターを適応教室「わくわく２１」や学校、家庭に派遣している。

⑤スクールソーシャルワーカーの派遣および巡回

いじめ、不登校、暴力行為など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小学校に派遣するとともに、全中学校に巡回させている。

31 幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査（14 頁）

本区の幼児・児童・生徒の問題行動・不登校等について、生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策推進の参考とするため、毎月実施している調査。

対象学年：区立幼稚園、小・中学校

調査科目：暴力行為、いじめ、長期欠席などに関する設問

32 医療的ケア（16 頁）

学校現場においては、教員や看護師が日常的に必要な児童・生徒等に対して吸引器や胃ろう等を使用して行う喀痰吸引や経管栄養等のこと。

33 特別支援教室専門員（16 頁）

特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製）及び関係事務処理を行う職員のこと。

34 専任教育相談員（16頁）

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、小学校、幼稚園および保育園へ派遣し、スクールカウンセラーとして教育全般に対する相談業務を行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

35 心の教室相談員（16頁）

生徒が悩み等を気軽に話してストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境を提供するため、全中学校に週２～３回程度配置し、生徒の悩みや友達関係等の相談を受ける相談員のこと。

36 スクールソーシャルワーカー（16頁）

家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う社会福祉士等の資格を有する専門員のこと。

児童相談所など関係機関との役割分担の調整、社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者へのケア、教員への指導や助言などを行う。

37 アセスメント（16 頁）

アセスメントとは、支援を求めている児童・生徒が、これからどうしたいと思っているのか（主訴）、

本人の特性がどのように主訴に関わっているのかを様々な情報をもとに総合的・多面的に判断し、見た
てること。

38 特別支援教育専門員（16頁）

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、就学前から卒業までの継続的な就
学相談等に応じる職員のこと。

39 特別支援教育補佐員（16頁）

特別支援学級を中心に個別の指導計画に基づき、生活および学習の指導や支援を行う職員のこと。

40 メンタルサポーター（17頁）

家庭や学校、適応教室「わくわく21」に派遣し、児童・生徒の心のケア、対人関係づくりや学習等
の支援を行う支援員のこと。不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケ
アが必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習などの支援を行う。

41 ソーシャルスキルトレーニング（17頁）

対象児童・生徒の年齢や性別やタイプを考慮して考案されるが、周囲の人の視線や表情への気付き、
場にふさわしい適切な言動、自分の感情や考えの表現方法などのスキルを獲得し、日常生活において他
者と相互に関わる能力を高めることを目標としたトレーニングの総称。

42 SNS（18頁）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録された利用者同
士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

43 子どもの居場所「プレディ」（18頁）

子どもの健全育成を図り、子どもが安全に安心して過ごせるよう、保護者の就労状況にかかわらず放課
後や土曜日、長期休業日などに小学校の施設内において子どもの居場所を開設している。

44 キャリア教育（20頁）

各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選
択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外
のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育のこと。

45 人権教育推進委員会（20頁）

幼稚園、小・中学校の管理職、教員7名で構成され、地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、
教育内容・方法の充実を図るため研究主題を設定の上、先進校視察や授業研究により研究を行っている。

46 道徳授業地区公開講座（20頁）

東京都教育委員会が、学校、家庭及び地域社会が一体となって子供たちの豊かな心を育むとともに、
小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的として、区市町村教育委員会と連携して都内公
立小・中学校等で行う公開講座のこと。

学校、家庭及び地域社会にできることについて意見交換を行うことで、道徳教育を推進している。

47 道徳主任研修会 (20 頁)

道徳主任に対して行う研修のことで、道徳主任（道徳教育推進教師）とは、学習指導要領に示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」を指す。文部科学省が示している「道徳教育に係る教員の指導力向上方策」の一つとして、研修を実施している。

48 中央区地域家庭教育推進協議会 (21 頁)

中央区の家庭教育を推進するために平成16（2004）年に設置された、学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員、区の関係部署がかかわり、運営している協議会のこと。保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、地域全体で家庭教育を支援するために家庭・学校・地域の連携を進めている。

49 教育地域人材バンク (21 頁)

教育委員会や学校で学習活動や部活動等に協力していただける地域のボランティアの方を登録し、学習指導等に活用している。

50 中央区いじめ防止基本方針 (24 頁)

中央区の小・中学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、中央区教育委員会や学校、家庭、地域、児童相談所などの関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

平成30（2018）年1月に「中央区いじめ問題対策委員会」における議論等を踏まえ、いじめ防止等の強化のため改定した。

51 学校いじめ防止基本方針 (24 頁)

いじめ防止対策推進法第13条の規定により、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、各学校の実情に応じて定めるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針のこと。各学校が、いじめ問題への実効性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、全ての教職員がいじめ問題への理解をより一層深める側面もある。

52 情報モラル教育 (24 頁)

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。具体的には、他人への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどがある。

53 スクールカウンセラー (24 頁)

学校で、生徒・保護者のいじめ、不登校、生徒の悩みなどの相談・カウンセリングを行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

54 学校いじめ対策委員会 (24 頁)

各学校単位で設置しており、校長、副校長、教職員、スクールカウンセラーなどから構成される。

活動内容は、いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説

明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定し、また策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。

55 中央区いじめ問題対策連絡協議会（24 頁）

全小・中学校の生活指導主任、警察関係者や保護司、青少年委員、主任児童委員等が出席して、関係機関・地域関係者と学校が連携を図り、いじめ防止等のための対策の推進について協議を進めている。

56 中央区いじめ総合対策（24 頁）

教育委員会が定める「中央区いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ総合対策」を別に定め、いじめの防止等の対策を推進するもの。

57 子ども家庭支援センター「きらら中央」（25 頁）

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行う他、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、トワイライトステイ、一時預かり保育などのサービス提供、子育てに関する情報提供などの事業を実施している。

また、「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童などの実態把握や早期発見から援助までを児童相談センターや関係機関との相互の連携の下、行っている。

＜所在地＞

中央区勝どき 1-4-1 子ども家庭支援センター等複合施設 3 階

58 中央区いじめ問題対策委員会（25 頁）

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として設置するもの。構成員は、学識経験者、法律・心理・福祉等の専門的知識を有する者6人以内。

また、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するとともに、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができるほか、重大事態が発生した場合には、必要に応じて調査を行う。

59 柏学園（26 頁）

自然環境に親しむ機会が少ない区立小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児に対し、芋掘りやセカンドスクール、部活動合宿など、学園の自然環境や施設などを生かした教育活動を行うための施設。

児童・生徒等が利用する期間を除いて、区内在住、在勤、在学の登録団体に、スポーツやレクリエーション活動を行うための施設として開放している。

＜所在地＞

千葉県柏市柏 1236-1

60 一時預かり保育（26 頁）

保護者の育児疲れや冠婚葬祭などの理由により一時的に乳幼児（生後 57 日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急の理由により原則 30 日を限度に預かる「緊急保育」の2つの事業がある。いずれも子ども家庭支援センターにて実施。

61 公私連携方式（26 頁）

待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中において、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態として構築されたもの。

62 認定こども園（26 頁）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。保護者の就労の有無にかかわらず施設利用が可能であるほか、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援するなどの特徴がある。また、地域の実情や保護者のニーズに応じて、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの分類がある。

63 学校施設の長寿命化計画（28 頁）

国のインフラの維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画「インフラ長寿命化基本計画（平成25（2013）年11月策定）」に基づき、中央区の学校施設について中長期的なコストの縮減・平準化を推進しつつ、性能の維持・向上を図るための計画のこと。

64 中央区健康・食育プラン2013（30 頁）

区民が、食や地域活動・運動などを楽しみながら健康を確保することにより、生活習慣病を予防し、「より高い生活の質（QOL）」をもって、より長く生き生きと暮らす」ことを目的に、「健康中央21（2008年版）」と「中央区食育推進計画」の後継計画として、両計画を改定・一本化し平成25（2013）年に策定された計画のこと。「健康寿命の延伸」と「主観的健康観の向上」が、計画の総合目標に掲げられている。

65 児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（30 頁）

東京都が、児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として実施する体力調査および運動習慣等に係るアンケート調査のこと。

対象学年：東京都内の公立学校の小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒

運動種目：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走／20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール／ハンドボール投げ

66 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来（30 頁）

文部科学省が、生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子どもの生活習慣づくりに関する普及啓発のため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料及び指導者用資料のこと。

67 教育広報紙「かがやき」（32 頁）

教育行政に関して、施策の内容、学校の現状や教育委員会の考え方などについて、区民や保護者に周知し、理解の促進を図ることを目的として中央区が発行している教育広報紙のこと。

また、子どもたちの活躍や保護者の意見、生涯学習・スポーツ団体の活動状況などを積極的に取り上げ、教育委員会と保護者・地域・関係団体とを結ぶコミュニケーション手段としても活用している。

※平成29（2017）年度から紙面をタブロイド版に拡大し、年6回発行している。

68 マイスchoolスポーツ（1校1運動）（34 頁）

本区の各小・中学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走などの種目を重点的に取り組むスポーツとして掲げて、児童・生徒の体力向上・増進を目指した取組のこと。

69 体育指導補助員（34 頁）

中央区立小学校における体育授業の実技指導等を行う非常勤職員のこと。大学において体育学等を修了した者または専攻する者が対象となる。

70 運動遊び推進園（34 頁）

幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指し、平成 29（2017）年度から全ての幼稚園を「運動遊び推進園」として指定し、計画的に運動遊びを行っている。各幼稚園の実態に応じて、遊具の整備や活用、環境の工夫をするとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教員の指導力を高めるための実践を進めている。

71 図書館サービス（38 頁）

図書館資料の閲覧・貸出・リクエストサービスやレファレンスサービス等の従来のサービスはもとより、行政・ビジネス・医療・法律等といった専門的情報の提供・資料案内や障害者および高齢者に対する読み聞かせなど、図書館で行われるサービス全般のこと。

72 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（38 頁）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とした国の計画。平成 30（2018）年 4 月に第四次の計画が策定された。

73 中央区子ども読書活動推進計画（38 頁）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、子どもたち自身がより多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・図書館・学校などが連携して子どもの読書活動を推進していくための取組を示した本区の計画。平成 25（2013）年 3 月に策定した「第二次中央区子ども読書活動推進計画」が平成 29（2017）年度末に計画期間が終了したことに伴い、計画事業の検証・評価や状況の変化を踏まえ、今後 5 年間の基本的な取組を明らかにした「第三次中央区子ども読書活動推進計画」を平成 30（2018）年 3 月に策定した。

74 本の森ちゅうおう（仮称）（38 頁）

子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝える地域の生涯学習拠点として、労働スクエア東京跡地に整備される、図書館、郷土資料館、生涯学習機能を持った複合施設のこと。令和 4（2022）年度に開設予定。

＜整備地＞ 中央区新富 1 丁目 13 番

75 レファレンス（サービス）（40 頁）

レファレンス（サービス）とは、図書館利用者の調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を図書館司書が案内するサービスのこと。図書の所蔵の有無はもとより、関連資料の紹介や他機関所蔵資料の探し方の案内、新聞記事や雑誌記事、論文などの探し方も含まれる。

76 区民文化財（40 頁）

本区は、江戸時代以来、経済・文化・商業の中心として発展してきた地域であり、歴史的・芸術的・学術的に価値のある文化財が残されている。その種類は、建造物・絵画・彫刻・古文書や地域に伝わる踊り・祭りなどがあり、区内に残る貴重で身近な文化遺産を保護し、将来に守り伝え、区の伝統的な文化を発展させていくために「中央区民文化財」として指定・登録している。

77 図書館ボランティア（40 頁）

多くの子どもたちが本に親しみを持ち、読書を楽しむことができるように、図書館イベントの「お話し会」などで読み聞かせを行うボランティアのこと。その他にも、目が不自由な利用者などに対する朗読ボランティアや点訳ボランティアがあり、図書館業務の一端を担っている。

78 郷土天文館サポーター（40 頁）

郷土資料館および特別展等のガイド・説明要員として、2年以上の経験を持つ郷土の歴史教育・ガイド訓練・現場実習を経験したボランティアのこと。

79 出張お話し会（41 頁）

図書館司書が幼稚園、保育園、小学校等に出向き、本とふれあうことの楽しさを伝えるため紙芝居や絵本などの読み聞かせを行う図書館の取組のこと。

80 ブックトーク（41 頁）

あるひとつのテーマに沿って、集団を相手に30分程度、数冊の本を順序よく、紹介することで、本に対して興味・関心を持ってもらうこと。ブックトークは、図書館サービスとして独立してあるのではなく、蔵書をみがき、司書自身で図書館の蔵書を把握して、利用者に渡すという一連の仕事といえる。

81 ビブリオ・バトル（41頁）

京都大学から広まった「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチコピーにした本の紹介コミュニケーションゲームのことで、「知的書評合戦」とも呼ばれている。

82 図書館の仕事体験（41 頁）

本や読書への興味を持ってもらい、図書館利用の促進を図るため、小学校～高校生の児童・生徒に図書館の仕事を体験してもらう取組のこと。なお、幼稚園や保育所等の園児に対しては、図書館散歩を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しみを知ってもらう取組も実施している。

＜小学生による子ども図書館員＞

夏休み期間中に、小学校4年生～6年生を対象に、本の返却や装備、書架整理などの基本的な業務を体験してもらう。

＜中学生の職場体験＞

中学校における職場体験先として受け入れており、子どもたちへの読み聞かせ等を体験してもらう。

＜高校生の奉仕活動の受入＞

都立高校の学校設定教科「人間と社会」における奉仕体験活動を行う生徒の受け入れなどを行い、道徳教育とキャリア教育の一体化を図った教育活動を支援するとともに、図書受入・書架整理といった図書館業務を体験してもらうことにより、図書館への理解や興味を深めてもらう。

中央区教育振興基本計画2020

刊行物登録番号

31-112

編集・発行：中央区教育委員会事務局庶務課

中央区築地1-1-1

電話03（3546）5503（直通）

印刷：有限会社エイチ・ティープログレス

中央区日本橋箱崎町4-4-5

電話03（3667）5891